

令和6年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	向後 依明	秘書広報課長	椎名 実
行政改革推進課長	榎澤 茂	総務課長	小倉 直志
企画政策課長	柴 栄男	財政課長	山崎 剛成
税務課長	向後 秀敬	市民生活課長	江波戸 政和
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	高野 久
健康づくり課長	飯島 正寛	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	多田 英子	高齢者福祉課長	椎名 隆
商工観光課長	大八木 利武	農水産課長	池田 勝紀
建設課長	齊藤 孝一	都市整備課長	飯島 和則
会計管理者	小澤 隆	消防長	伊東 秀貴
上下水道課長	多田 一徳	教育総務課長	向後 稔
生涯学習課長	伊藤 弘行	体育振興課長	金杉 高春
監査委員局長	杉本 芳正	農業委員会事務局長	戸葉 正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	金谷 健二
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（飯嶋正利） 通告順により、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） おはようございます。議席番号15番、宮澤芳雄です。

令和6年旭市議会第1回定例会において、一般質問を行います。質問は、大きく分けて4点、9項目であります。

今日の私の質問では、地域の熱い気持ちが今統合に向けて進んでいるところです。切実な願いも込めて、地域の皆さんを代表して今日は質問させていただきます。答弁は、明確はもとよりも力強いご答弁をいただけますよう、期待しております。よろしく申し上げます。

1点目、市内小学校の統合について。

（1）統合する7校の小学校の進捗状況を伺います。令和3年6月に旭市学校再編基本方針が策定され、市内の15小学校が将来七つの小学校に統合される予定です。干潟地域では、再編に向けて地域検討会議が終了して、現在代表者会議が開催されていますが、ほかの6校の統合に向けての進捗状況をお尋ねします。

（2）（仮称）干潟地域小学校について。今後の生徒数の推移を伺います。

(3) 古城小学校に統合が決定した場合、その準備はどのように行われ、進められていくのか伺います。

大きな2点目です。市内中学校の統合についてお尋ねします。

(1) 中学校の統合について。旭市学校再編基本方針に変更はないのか伺います。旭市学校再編基本方針では、現在の5校の中学校が3校に再編されるとされています。干潟中学校は管理教室棟の耐用年数が19年などの理由から、別の場所に新築する予定とされていますが、その方針に変更はないのか伺います。

(2) 干潟中学校の今後の生徒数を伺います。小学校における生徒数の推移は確認しましたが、干潟中学校の生徒数の推移も私たちは大変気になる場所ですので、今後の推移について伺います。

(3) (仮称)北統合中学校の計画の進捗状況を伺います。中学校が3校に編成されると示されていますが、(仮称)北統合中学校については、いつどこに建設されるのか分からないために、私たち地域は大変不安に思っております。そこで現在までの進捗状況を伺います。

大きな3点目、干潟地域のこれからのまちづくりについて。

(1) 過疎債を利用して地域の中心に教育施設を集約できないか。現在、学校開放での中和小と萬歳小の近年の利用状況を伺います。また、主にどのような団体が利用しているのか、併せてお答えください。

大きな4点目、都市計画区域の見直しについて伺います。

(1) 都市計画の総合的な見直しに至った経緯と理由について伺います。昨年12月の全員協議会と今年1月に行われた市民説明会において、都市計画の見直しの説明を受けましたが、旭市が今後都市計画によってどのように変わっていくのか、市民の関心の高いところです。そこで、改めて今回の見直しに至った経緯とその理由について伺います。

(2) 過疎地域も都市計画税の対象になるのか伺います。

以上4点、9項目質問いたしました。再質問は質問席で行います。

○議長(飯嶋正利) 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長(向後依明) 私からは、大きな2番の(1)学校再編基本方針の変更の予定はないかというご質問にお答えさせていただきます。

旭市学校再編基本方針は、平成28年に旭市学校のあり方検討委員会を、さらには令和元年に旭市学校再編計画策定委員会を設置して、5年の歳月をかけて、市民の代表者を含めて官

民協働で議論を重ねて策定したものでございます。この基本方針の見直しにつきましては、今後の社会情勢や児童・生徒の推移を見据え、地域の方々の合意がいただけない場合には、地域の意見を踏まえて方針の見直しを行うこととしておりますが、現時点におきまして変更の予定はございません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、私からは、まず1の市内小学校の統合についてからお答えいたします。

（1）小学校の進捗状況ですが、（仮称）干潟地域小学校については令和4年度から再編に着手し、現在代表者会議を2回開催いたしました。他の地域の小学校に関しましては、令和5年度に各小学校及び幼稚園や保育所等の保護者を対象に説明会を実施し、アンケートを取りまとめ、結果を公表いたしました。

続きまして、1の（2）です。（仮称）干潟地域小学校の児童数の推移についてです。令和11年度までは、旭市住民基本台帳の現在の1歳から6歳を基に、仮に転入・転出がないと仮定した上で推計しますと、6年後には165名と推計されます。今現在、令和5年度は3小学校で合計で266名の児童が在籍しておりますので、今後6年間で101名の減少ということになるかと思えます。その後につきましては、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計では、2050年には125名、2060年には96名という推計が出ております。

続きまして、1の（3）仮に古城小学校に決定した場合の準備ですが、代表者会議において統合の可否や統合の位置が決まりましたら、その後準備委員会を設置いたします。この準備委員会では、開校行事やスクールバス、PTAの組織、学校運営や事前交流に関する事など、より具体的な内容を検討してまいります。

続きまして、2の（2）干潟中学校の生徒数の推移でございます。干潟中学校の令和5年度在籍生徒数は149名です。現在の小学校の人数を基に想定しますと、令和11年には123名となります。その後につきましては、国立社会保障・人口問題研究所を基にした人口推計では、2050年には66人、2060年には51人という推計が出ております。

続きまして、2の（3）（仮称）北統合中学校の進捗状況についてです。（仮称）北統合中学校におきましては、今年度、関係小・中学校及び保育園を対象に説明会を行い、保護者アンケート調査を行いました。中学校再編につきましては、「賛成」「どちらかといえば賛成」、これを合わせて82%の方が賛成という結果になっております。今後、この保護者アン

ケート結果や生徒数の推移及び（仮称）南統合中学校との関連性を含めて検討しながら再編を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 3の（1）になります。学校開放の利用受付は体育振興課が担当しておりますので、私のほうから回答いたします。

中和小と萬歳小の体育館の直近の利用状況について、令和4年度は中和小が3団体、延べ人数248人、萬歳小が7団体、延べ人数1,265人。令和5年度は12月末現在の数字となります。中和小が4団体、延べ人数476人、萬歳小が8団体、延べ人数1,276人です。

主な利用団体については、中和小がバレーボール1団体、空手1団体、雨天時等の室内練習で少年野球が1団体入っております。萬歳小がフットサル4団体、バレーボール2団体、ミニバスが1団体です。

なお、両校とも屋外グラウンドの利用はありません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、4、都市計画区域の見直しについてのうち、都市計画の見直しに至った経緯と理由について回答いたします。

都市計画については、合併協議会で、合併後、新市の総合計画などにに基づき、計画や区域の設定を検討するとされておりまして、平成22年3月に市の上位計画であります旭市総合計画に即した旭市都市計画マスタープランを作成しました。その中で、総合的な土地利用のコントロールや様々なまちづくり事業を実施するために、現在旭地域のみに指定されている都市計画区域を市域全域に拡大するとしています。

このマスタープランを受けまして都市計画の見直しに向けて準備を行ってまいりましたが、平成23年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、まずは復興を優先するとして、見直しを中断していました。その後、平成28年度から業務を再開いたしまして、都市計画制度のパンフレット作成と説明会の開催、平成30年度、令和3年度、こちらには広報あさひに都市計画に関する記事を連載いたしまして、周知に取り組んでまいったところでございます。

また、令和2年度には都市計画に関する市民アンケート、こちらにも実施しておりまして、都市計画区域の拡大に肯定的な回答が7割程度といった結果になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、4の（2）過疎地域も都市計画税の対象となるかにつきましてお答えいたします。

過疎地域を都市計画税の対象から除外する規定はございません。

なお、都市計画区域の見直しと併せまして、課税区域等につきましても調査研究しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、何点か再質問いたします。

大きな1番の（1）各小学校の進捗状況についてのご回答ありがとうございました。

他の地域については説明会やアンケート結果を取りまとめている状況とのことですが、市内全域のことも大変気になります。改めて、干潟地域以外ではどこから統合を進めていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市学校再編基本方針では、2030年を目安に全校の再編に着手するとしております。児童数の減少には地域の偏りもありますので、児童数の推移や保護者アンケートの結果を十分に考慮しながら、次に着手する学校を決定していく予定でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） スピーディーな取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、（2）の再質問をいたします。今の推計を聞いて、将来的に干潟地区の3小学校はかなり生徒数が減少していくということが分かりました。では、この3校はいつ頃から複式学級、これが非常に危惧されていますけれども、複式学級となる見込みなのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 複式学級とは、異なる学年の児童が一つの教室で学習することですが、1年生を含む場合は二つ以上の学年の合計が8名以下、それ以外は16名以下の場合、この場合に複式学級となるものでございます。旭市住民基本台帳を基に推計しますと、中和小学校では令和8年度に2年生と3年生を合わせて17名となりまして、区域外通学や転出等

がありますと複式学級の可能性がございます。その後、令和9年度以降も複式学級の可能性
があります。萬歳小学校につきましては、令和10年度に1年生を含まない2学年の合計が16
名以下となる予想がされますので、令和10年度以降複式学級の可能性がございます。古城小
学校におきましては、当面の間複式学級の予定はございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、（3）の再質問を行います。

統合に向けて様々な準備が必要であることが把握できました。校舎の改修には過疎債が当
然使えると思いますが、その費用全体の何割くらいに充てることができるのか伺います。

また、検討会議の中でも随分心配になっていた体育館東側の土砂災害特別警戒区域の対策
と、また通学時の問題点、通学路の安全性、安全対策などについてはどのようにお考えなの
か伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 校舎の改修工事につきましては国庫補助金の学校施設改善交付
金の対象となりまして、過疎債を充当することができます。全体事業費のうち55%が国庫補
助金となりまして、残りの市の負担分45%については全て過疎債を充当することができます。

また、体育館東側の土砂災害警戒区域につきましては、現在千葉県北部林業事務所のほう
と対策工事の内容について協議を進めているところでございます。それと、通学路の安全対
策につきましては、今後の準備委員会などでご意見を伺いながら、危険箇所について必要な
対策工事を検討していく予定でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では、統合小学校は、統合が決まった場合どのようなスケジュールで
開校に向かうのかお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 代表者会議におきまして、学校の位置まで仮に決定しましたら、
準備委員会を設置しまして、通学方法、学校運営及び事前交流などの協議に要する期間とし
て約2年間、それと並行しまして校舎などの改修工事に伴う詳細設計や本工事の実施期間を

合わせますと、開校まで約3年から4年、そういったスケジュールを想定しております。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） いろいろ賛否両論ありました。代表者会議も2回終えて、残すところ1回となっているわけですがけれども、その中で、不安に思う保護者もいますけれども、一部というか、私に話してくれた保護者の意見で、やはり新しい学校、子どもたちが心配だという中で、新設される小学校では子どもたちが楽しく学んで仲よく遊ぶすばらしい学校にしたいと、もう保護者の気持ちはだいぶそっちに傾いてきているんです。これはやっぱり干潟独自の地域性だと思います。反対の意見よりも、恐らく統合の気持ちが大きくなっていくと思います。

私思うんですけれども、この中で、先日教育長からも、準備委員会の中の保護者の意見として、地域に学校がなくなってしまうことを危惧する、これは、私も誇る地域なんですけれども、私は確信しているんですけれども、中和地区にある大原幽学、この大原幽学先生の教えが脈々とこの干潟地域には根づいているんだと思います。その干潟地域ですけれども、先生はもう亡くなって、いらっしゃいません。でも、その気持ちを受け継いで、地域を本当にすばらしい地域として今日まで作り上げたといひましようか、導いてくれた、それは学校の先生方なんです。疑うことなく先生方の力、これにつきます。学校がなくなってしまうとその場が失われてしまうわけですね。多少干潟地域から離れることがあっても、干潟地域の子どもたちのための学校だということで、ひとつ大切につくっていただきたい、そういったふうな地域の人たちとのやり取りの中で痛切に今感じています。

本当に、他地区からもぜひ生徒・児童がああの学校に行きたいなという学校をつくりたいよねというふうな方向に進んできていますので、期待しているところです。

学校の環境は、当然言うまでもなく、保護者と生徒、そして教師、また地域によってつくられるものだと思いますが、市としてはそのような学校にどのようなサポートが可能なのか、またどういうふうに考えているのか、改めてそのお考えをお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟地域に限らず、現在の小・中学校は保護者や地域の方によって支えられております。統合が決定した場合は、引き続き保護者を含めた地域の方が一体となって学校を支援していただいて、魅力ある学校運営にご協力いただきたいと思っております。学校は子どもたちの教育施設だけに限らず、地域との結びつきの場でもあります。地

域の防災拠点といった、そういった役割も持っております。

市としましては、統合に向けた子どもたちの心のケアや教職員への指導支援、そして安全で安心な学校施設の整備など、魅力ある学校づくりへのサポートを様々な方向から行っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしくお願いたします。

大きな2番に移ります。

（1）は、先ほど教育長から力強いご回答といいましょうか、お言葉をいただきました。私が一番心配しているのは、北中学校がどうも場所が決まっていないために本当にできるんだろうかと、この計画に変更はないんだろうかと。力強い変更はないというお答えをいただきましたので、それで結構です。

（2）の再質問を行います。

干潟中学校は試算によると令和12年から児童数が減少し、学校全体で3クラスになると試算されていますが、3クラスになると担任3人の教師と教科指導の教師4人が配置されると思いますが、この4人の配置に当たり、主要4教科の教師が必ず配置されるのか、保護者は将来を見据えて大変心配しています。学校基本方針では教育環境の公平性が明記されています。改めて、教師の配置についてお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校全体で仮に3クラスとなった場合、学校の教師の配置基準によりまして3人のクラス担任と4人の増置教員が配置され、7人となるかと思ひます。中学校は10教科ございますので、足りない教科につきましては非常勤講師等で対応することが考えられます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 心配しているのは学力の低下、やっぱり指導者である教師の先生方の力は大きいですから、その教科ごとの、先の話ですから今ここで確約できないのかもしれないですけども、でもここで確約してもらえなくても、そういう気持ちで中学校に対してこれからも臨んでいくという気持ちは分かりますので、ぜひお願したいと思ひます。教員の配置ですね。私からも地域によく伝えますので、そういったところはよろしく今後も面倒見てください。お願いたします。

それでは、次の3番の再質問をいたします。

(3)です。第2期旭市総合戦略では、子どもたちの個性や能力を引き出す学校教育、教育環境を整え、未来を担う子どもたちを育成するという大きな目標を達成していく上で、学校規模の適正化を図ることが喫緊の課題である。学校再編を実現していくことが必要となると記されていますが、今回の統合はこの考え方で進められるのかお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 第2期旭市総合戦略、こちらの基本施策の10番で「学校教育の充実」を掲げております。この中では、「子どもたちの個性や能力を引き出す学校教育、教育環境を整え、未来を担う子どもたちを育成します」という目標を達成していく上で、学校規模の適正化を図ることが喫緊の課題であると示しております。そのようなことから、それを受けまして、学校再編基本方針においては児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡を解決していくとしておりまして、学校再編を進めていくというものでございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） しっかりとしたそういう戦略に基づいて進めていただきたいと思えます。

それでは、再々質問を行います。

干潟地域小学校の統合については、これは複式学級を避けるという大前提の下に速やかに着手しましたが、中学校の生徒数の推移を考えると、中学校の統合についても、干潟中学校の話ですけれども、これはやはり速やかに着手すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先ほど、（仮称）北統合中学校の進捗状況を回答いたしましたが、北統合中学校の今後の予定につきましては、保護者アンケートの結果や今後の生徒数の推移及び（仮称）南統合中学校との関連性を含めて検討してまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 最後の4回目の質問です。

旭市学校再編基本方針では、小中一貫教育に向けた検討が記されています。「小中一貫教育を導入することにより、児童生徒がより多様な環境で学習することや、多くの考え方に触

れる機会を持てる環境づくりが可能となります」と記されています。今後の市内全域の学校統合に向けては様々なケースが想定されます。今日の人口減少に伴う少子化問題は深刻な状態です。一方では、やはり人口減少による税収の減収により、公共施設の維持管理が大変困難になっていくことも懸念されます。旭市にあっても、公共施設の50%が教育施設です。様々なケースを鑑みて、そして将来の旭市を担う子どもたちのためにすばらしい環境を整えていただきたいと思います。改めて市のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小中一貫教育につきましては、学校再編計画策定委員会、こちらのほうでも検討されましたが、メリット、デメリットを踏まえて、より深い議論と地域の合意が必要と判断されております。学校再編基本方針では、最大の課題が児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡と捉えており、この課題を解決することを最優先としておりますので、現時点では小中一貫校の設置は予定しておりません。

ただし、将来的には義務教育学校や小中一貫教育も検討すべきものですので、今回の再編で学校の新設を検討する統合校については、その視点も踏まえて、場所や、施設内容を決定していく必要もあると考えております。

いずれにしましても、地域の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。そういった方向でぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、大きな3番、干潟地域のこれからのまちづくりについてのうち、（1）の再質問をいたします。

小学校2校の廃校といいたいまいしょうか、様々な面で地域に影響が出るんですけども、今非常にスポーツが盛んな時代です。そんな中で学校開放ということで2校は利用されていますけれども、廃校になってしまえば残念ながら使うことができないわけであります。

そこで、廃校になった場合の、これまでの利用者の対応、先ほど利用者の数はお聞きしました。団体もお聞きしました。この人たちの対応といいたいまいしょうか、今後どのようにどこで練習したらいいのかというお考えは検討されているのかどうか、まだ廃校になると決まったわけではありませんので、統合が決まった後、この学校が閉校になるまでにはまだ、先ほど三、四年かかるということですので、その先のことはお考えがあればお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、今後の利用状況を見ながら他の施設に活動場所を移転していただくことになるとは思いますが、現在他の学校においてもそれぞれ利用団体がいる状況でございます。そういったことから、跡地利用を検討する際には、施設の集約も含め、活動場所を確保できるよう、学校体育館の利用について検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ぜひお願いしたいと思います。

3回目の質問になりますけれども、中学校の跡地に対して、できれば地域としては、今現状の小学校も中学校も実はその地域地域の真ん中にほとんど位置しているので、干潟地域が、小学校が一つになるのであれば、やはり中心にある中学校の近くに小学校が欲しいんですけども、残念ながらその次の統合を見据えて、小学校のですね、古城小で今後40年、50年もつんであれば別ですけども、校舎はもつらしいですけども、残念ながら生徒数もたない。

本来であれば、中学校の辺りにそういった教育施設を集約したいんですけども、先のことを考えるとなかなかそれは難しいのかなということで、今回干潟地域が令和3年度に過疎地域認定という、国から、この名前はちょっと本当にいただけないんですけども、私たちちょっと驚いてびっくりしたんですけども、中学校に関して、管理棟の耐用年数があと19年ということで、残念ながら管理棟は壊すしかないと思うんですね、19年後には。それ以外の建物、体育館とか特別管理棟ですか、そっちはまだ40年から50年利用可能なので、その跡地利用、中学校は建て替えるということが明記されているので跡地利用のことなんですけれども、本来そこまで待って、その時点で地域でいろいろと検討しながら、行政ももちろん先頭に立って検討していくべきだと思うんですけども、残念ながら過疎債というのが非常に有利な、不名誉な名前なんですけれども、私たちにとっては過疎債が使える。

市としても幾つか例を示してくれているんですけども、当然地域の意向が優先されると思うんですけども、やっぱり過疎債7年しか使えないので、これは一案なんですけれども、過疎債を利用して大きなものを造れというんじゃないんですけども、本来であれば地域で集まって協議する場があればそれでいいんですけども、さっきも言ったとおり小学校2校

の練習会場がなくなってしまう。そういった意味で、中学校にやはりスポーツ施設あるいは、できれば武道場としての役割を果たす施設をどうにか工夫して過疎債を利用してできないものかどうか、ひとつ意見をお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 廃校となった学校跡地の活用につきましては、学校再編基本方針では、地域コミュニティ施設、学童施設、集会所、福祉施設や民間活用の推進を想定しております。そのほか、スポーツ、文化活動が行える教育施設などの活用も考えられます。また、各小学校で開催しました地域検討会議の際に近隣市町の跡地活用の事例を紹介させていただいた中で、スポーツ合宿所として活用されている事例もありますので、これから行われる準備委員会等の中でご意見を伺いながら、有効活用できるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

私も、前回、令和4年でしたでしょうか、一般質問で跡地利用の質問をさせてもらったんですね。そのときに、やはり近くに記念館も含めて大原幽学の施設があったり、あるいは東総運動場があったりするんですけども、宿泊施設がないんですね。だから、ぜひ宿泊施設に改修できないだろうかというんですけども、残念ながら校舎は取り壊さなければならぬので使えないわけですね。非常に難しいなということを記憶しているところであります。ありがとうございます。

4回目の質問ですけども、過疎地域に認定されて本当にショックだったんですけども、その後、過疎地域には認定されたんだけど、実は非常によく理解すると、過疎債というものがあるって、これを利用して地域を活性化することができるということを私たち知ったんです。限られた期間なんですね。あと7年しかもうない。何ができるかは、今地元の私たちが様々な意見を出し合っているところです。小さい意見から本当にすごく大きな話もある。残念ながら、私も含めてまだ地域の理解が足りなくて、過疎債というのは使えるものと使えないものがあるって、皆さん考えているのは、民間に対しても過疎債は使える、そんな誤解もあったりして、非常に今迷走しているところなんですけれども、間違いなく、今みんないろいろ意見を出し合っているところです。

学校が廃校になるという本当に残念なこの時期に、やはり一抹の本当の少しでも希望を持

てるような何かいい施設、みんなが、ちょっと干潟のほうは北の外れのほうですけれども、旭のほうからも、干潟の中学校跡地でやっているあれがいいからそっち行ってみたいよねというようなものをいずれ造りたいんですけれども、過疎債が利用できるのは7年ですから、ちょっとその前に体育施設、スポーツ施設、武道場という提案をさせてもらいました。もうなくなってしまうので、そういったことを思いました。

今言ったとおり、私たちも落ち込んでいるだけではなくて、そんないい過疎債というものがあるなら、それを使ってすばらしいものを造りましょうよという気持ちに変わってきていますので、これは当然市が先導してもらわないと、先導というか市が前面に出てもらわないと、私たちだけではできない話ですので、市としてどういうふうにお考えになっているのか、その考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校跡地の活用につきましては、先ほど申し上げましたが、準備委員会等の中で委員の皆様より幅広いご意見を伺いながら、干潟地域のよりよいまちづくりに資するような有効利用ができるよう検討していきたいと考えております。また、市としても、教育委員会だけでなく、他の関係部署と横断的に話し合いをしながら、地域の皆様の意見を反映できるよう工夫していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしくお願ひします。

それでは、大きな4番目の再質問に移りたいと思います。

都市計画区域が市全体に広がることにより、市民への影響がいろいろあると思われまうけれども、都市計画区域を見直す必要性について改めて伺います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、市民への影響、その点について回答いたします。

都市計画区域の見直しに伴う市民への影響で、大きなものとしてやっぱり建築基準法の適用がございます。都市計画区域全域に適用されます建築のルールであります接道義務、建蔽率、容積率、そういったことによつて、道路幅や日当たり、風通しの確保などによる良好な住環境が形成されることとなります。建築基準法の適用が一番大きい影響であつて、見直す理由、必要性として考えております。

また、あわせて干潟地域のさくら台の工業団地、こちらには用途地域として工業専用地域を指定する予定でございます。そうしまして、工業団地としての環境を保全しまして、工業振興を推進していく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 私は立場上いろいろと説明を聞く機会はあるんですけども、今度旧3町が都市計画区域に入る、令和8年からですかね、県の認可が下りればということですけども、あまりにもその内容を知らないんです。次の質問でも言いますけれども、内容をあまりにも知らないで、一番もう言葉に出てくるのは税金幾らくらいかかるのかと、その話が先行してしまって、本当にいい面の話が伝わらない。ですから、本当に期間がもうないですから、十分にいろいろな場面で広報していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、（2）の再質問を行います。

最近、都市計画が決まった頃から随分この話を聞くんですよ。過疎地域も都市計画かかるのかい、そういう話なんですけれども、そういった中で、干潟地域だけ固定資産税高いよなと、そういう話が私のところに来るんですけども、3年に1回見直すのではないかとか、いろんな意見が来るんですけども、この場で改めてもう一度干潟地域の固定資産税の算定方法について教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） まず、固定資産の算定方法でございますけれども、評価額ですけれども、これにつきましては地方税法の第388条の規定によりまして、総務大臣が示す固定資産評価基準に基づきまして実施しております。

今、干潟地域ということがございました。干潟地域に限らず、土地の固定資産税の算定方法につきましては、今言いました評価方法によって評価しているところですけども、具体的には、市内を住宅地、商業地などの利用状況に応じまして300地区に区分し、そのうち干潟地域におきましては42地区に区分しております。それで、3年ごとに評価替えがあるわけですけども、3年ごとに不動産鑑定士へ標準宅地の鑑定業務を委託しまして、適正な価格を算定し、評価を行っております。

また、近隣市町との協議を行いまして、価格に大きな乖離が生じないよう調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 先ほどの都市計画のほうもそうなんですけれども、分からないから誤解をしている方が大勢いらっしゃるんですね。ですから、今の説明よく分かりましたので、もっと短めに市民に広報する機会を設けていただければ、何でもいいですから、分からないままいくとどんどんそれが大きな不信になっていくので、ぜひ機会があればその辺のところで説明をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和6年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、このたびの能登半島で発生した地震によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を心から願っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高騰対策について、2点目、防災対策について、3点目、学校施設の安全対策について、4点目、AED（自動体外式除細動器）について、5点目、スマートフォンについて質問いたします。

まず、1点目、物価高騰対策について。

(1) 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況について質問いたします。

11月29日に成立した2023年度補正予算と閣議決定する2024年度当初予算（案）、税制改革（案）には、物価高騰に苦しむ国民の暮らしや中小企業等の賃上げ、子育てなどを支援する具体策が盛り込まれました。2023年補正予算は、地方自治体の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金が大きく拡充されました。これにより、低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円の給付が実現いたしました。旭市でも給付が開始されていますが、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況について質問いたします。

(2) 生活者への支援として、電気、ガス（LPガス）をはじめ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための対策についてお伺いいたします。

(3) 医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する支援策についてお伺いいたします。

(4) 中小企業への支援策についてお伺いいたします。

(5) 子育て世帯への支援策についてお伺いいたします。

2点目、防災対策について。

(1) 災害備蓄品はどの程度確保されているのか。また、品目が不足しているものはないか質問いたします。

(2) 市では、どのような内容の災害連携協定を結んでいるのか質問いたします。

(3) 自力の避難が難しい障害者や高齢者など、災害弱者の命を守る個別避難計画の作成について、市はどの程度進んでいるのか質問いたします。

(4) 避難所の環境整備について、女性の視点が活かされているのか質問いたします。

能登半島地震から2か月が過ぎました。インフラなどの復旧が遅れる中、避難の長期化が予想されています。こうした中、女性の視点を生かした避難所運営などが求められています。避難所生活では、女性と男性の安全・安心を確保することが求められます。ガイドラインによると、まず避難所運営に参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。具体的には、責任者や副責任者など、役員の少なくとも3割以上を女性にすることや、避難所での生活のルールを行う際には女性の意見を反映させるよう促すことなどが挙げられます。

続いて、重要なのが避難所の環境整備です。具体的には、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫をしたり、異性の視線が気にならないよう、更衣室や物干し場、入浴設備は男女別に設けたりすることです。ほかにも、女性用品の備蓄や配布場所の設営とともに、女性用トイレの数は男性用に比べ多くするなど、配慮も必要です。また、子どもや女性は、避難所や仮設住宅などにおいて性暴力に巻き込まれるリスクもあります。女性に対する暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が相談できる環境整備も行っていくことが大切です。

避難所運営や備蓄品の選定など、女性の視点を反映させる鍵となるのが地方防災会議に占める女性委員の割合です。同会議は、都道府県や市町村が災害発生時の避難方法や備蓄品などを定める地域防災計画を作成します。女性委員の割合の差は避難所運営の差にもつながります。内閣府の調査2022年によると、女性委員の割合が10%以上の自治体598市町村では、生理用品を備蓄している割合は85.5%でしたが、女性委員がいない自治体273市町村では65.9%にとどまっています。粉ミルクや液体ミルク、紙おむつといった乳幼児用品、大人用の紙おむつなど、介護用品も、女性委員が10%以上の自治体より、いない自治体では備蓄している割合が約20ポイントも低くなっています。避難所運営の環境整備について、旭市では女性の視点が活かされているのか質問いたします。

(5) 土のう専用のステーションを設置できないか。台風や大雨などの災害に備えて、日頃から土のう専用のステーションの設置はできないか質問いたします。

3点目、学校施設の安全対策について。

(1) 災害時に避難所となる学校施設の安全対策は重要な課題です。小・中学校の体育館にエアコンの設置はできないか、また非常用電源の確保はできないか質問いたします。

4点目、AED（自動体外式除細動器）について。

(1) AED（自動体外式除細動器）の公共施設への設置状況についてお伺いいたします。

(2) AED（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についてお伺いいたします。

5点目、スマートフォンについて。

(1) スマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、スマホの操作方法を分かりやすく手ほどきするコールセンターが開設できないか質問いたします。

神奈川県座間市では現在、スマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、スマホの操作方法を

分かりやすく手ほどきするコールセンターを設けています。コールセンターは通話料無料で、休日を含め、午前9時から午後6時まで利用できる。スマホに関することならアプリのインストールや各種操作方法など、何でも相談できる。相談内容は、LINEの電話応答や写真の送付、友だち追加のほか、ショートメールの送信方法、操作が簡単なスマホの機種は何かといった質問まで多岐にわたる。市の担当者によると、LINEに関する問合せが最も多いという。

実際にコールセンターを利用した住民からの評判は上々。また、友人から送られてきた2次元コードを読み込む方法について問い合わせた、使用しているスマホの機種から調べてくれ、自分に合った説明を細かくしてくれたと評価する。一方、アプリが消えてしまった際の対応について相談した方は、時間をかけて丁寧に教えてくれた。周りの友人にもコールセンターを紹介したいと語っていた。

座間市は、デジタル・トランスフォーメーション、DXを着実に推進するため、2023年6月、26年度までのDX推進計画を策定。市民、職員、地域それぞれのDXに関する戦術を示している。市民の分野では、デジタル・ディバイド対策としてデジタル技術に不慣れな人へのサポートの充実などを挙げ、この推進計画に基づきコールセンターが開設された。ぜひ旭市でもコールセンターの開設ができないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、大きな1の（1）住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況につきましてお答えいたします。

1世帯当たり7万円の給付金を支給します住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（追加給付分）の支給状況につきましては、3月1日時点で支給件数が5,803件、支給額は4億621万円となっております。

また、給付金の対象と見込まれる世帯に対しましては1月19日付で確認書を送付しておりますが、確認書の対象である6,313世帯のうち5,660世帯、89.8%が支給済ということになってございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 私からは、1の（2）生活者への支援策、（3）医療・介護・

保育施設・学校施設・公衆浴場への支援策、（４）中小企業への支援策、（５）子育て世帯への支援策についてお答えをいたします。

この（２）から（５）までのご質問は、国からの重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして、物価高騰対策、医療、介護、保育、学校などの各施設、中小企業、子育て世帯などを対象とした事業に交付金を充てることができることと示されており、関連しておりますので、一括して回答させていただきます。

物価高騰の影響は所得層に関係なく全世界帯が受けていることから、本市では、国が実施する低所得世帯等への給付金対象世帯を除く世帯に対しても、家計を応援するため1世帯当たり1万円分の商品券を配布することとし、本定例会に令和5年度の補正予算を上程したところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは、大きな2、防災対策についての全般と、大きな5、スマートフォンについてお答えいたします。

まず、大きな2、防災対策についての（1）ですけれども、災害備蓄品の状況でございます。飲料水と食料に関しましては、避難者5,000人を見込み、3日分を備蓄しております。また、5,000人分とは別に、乳児用の粉ミルクや液体ミルクの備えもございます。備品に関しましては様々ありますが、主なものを申し上げますと、移動可能な発電機をはじめ、個別のテントや生理用品なども準備はしております。

なお、災害時に必要なものは、規模や起きた季節、避難期間などで変わってくるものとなります。全てに対応するために多種多様なものをストックすることは現実的ではないため、これを補うために様々な企業や団体と供給協定を締結しております。

（2）で、どのようなそういった災害連携協定を結んでいるのかということですが、災害協定は様々あるところですが、互いに人材や資機材などを提供する包括協定をはじめ、各分野に特化した物資供給、医療救護、輸送物流、応急復旧などがあり、現在49の協定を結んでおります。

（3）の自力の避難が難しい障害者や高齢者などの個別避難計画の作成についてですが、現在旭市では対象者約4,000名に対し、作成しているのは約1,400名となっております。作成率ですと約35%となります。

（4）の避難所の環境整備について女性の視点が活かされているかという点でございます

けれども、避難所に個別のテントの用意があるほか、一般スペースとは別の部屋もありますので、状況に応じて女性専用にすることも想定しています。また、可能な限り避難所への女性職員の配備を行っているところです。

なお、現在旭市防災会議は委員27名中3名が女性ということで、議員のおっしゃった10%はクリアしているかと思うんですが、それにしてもまだまだ少ないのかなということは感じております。27名中3名が女性で、旭市地域防災計画の修正に当たっては、構成委員だけではなく、男女共同参画の担当課からも意見をいただいているところです。

次に、(5)の土のう専用のステーションはできないかとのことですけれども、ステーションについて設置の予定はございません。

なお、自由に持ち出せるわけではありませんが、市では台風などの接近が見込まれる際、必要に応じて土のうの配布を行っていますので、その際にご相談願えればと思います。

次に、大きな5番、スマートフォンについてで、スマートフォンに関するコールセンターが開設できないかということですが、デジタル技術の活用に関しましては、デジタル戦略室を設置するとともに、国の制度を利用して民間企業からデジタル専門人材を受け入れ、DX推進計画を策定するなど、新年度予算において自治体DXを推進していく予定です。

ご提案のコールセンターの開設に関しましては次年度開設の予定はございませんが、DX推進計画を策定していく中で、現在実施しておりますスマホ教室の拡充など、デジタル・ディバイド解消に向けた対策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3の(1)学校の体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。

現在、市内の小・中学校20校の体育館にはエアコンは設置されておませんが、普通教室、特別教室については全ての学校で設置されております。学校の体育館に設置するには、エアコン工事のほかに、断熱工事や受電設備の改修を含めて多額の導入コストが必要となります。現状では、有利な財源や大空間での効率的な空調の方法について、非常用電源の確保も含め、先進事例を研究するとともに、今後の学校再編の進捗状況も見極めながら引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、質問内容の4、AED（自動体外式除細動器）についてのうち、（1）（2）についてお答えいたします。

最初に、（1）公共施設への設置状況について。

旭市内のAEDの設置施設をインターネットで調べますと、約120の施設にAEDが設置されております。そのうち旭市で管理する公共施設に設置しているAEDは、46施設に設置してございます。地域ごとの設置につきましては、旭地域15か所、海上地域10か所、飯岡地域10か所、干潟地域11か所となります。主な施設としましては、市庁舎、スポーツ施設、健康・福祉施設、公民館などの文化施設、各小・中学校に設置しています。

また、消防本部では、庁舎設置のほかに現場の活動用としまして、消防署、分署の救急車と水槽付消防ポンプ自動車に積載がございませう。そのほかの公共施設につきましては、千葉県の管理する施設に設置されています。

続きまして、（2）AEDの講習会の実施状況ですが、AEDの講習会につきましては、救命講習のプログラムの中で、心肺蘇生法の手順の一つとして項目に含まれて実施しております。講習会の開催につきましては、令和2年度はゼロ回、令和3年度は4回、令和4年度は53回、令和5年度は2月までで67回、こちらの救命講習を行っております。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救命講習の中止または延期したことから、講習回数が少なくなっております。現在、感染防止対策の徹底を図り、救命講習を再開しておりますので、徐々に申込件数が増えてきている状況です。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） では、再質問させていただきます。

1点目の物価高騰対策についての（1）の住民税非課税世帯等に1世帯当たり7万円の給付について、最後まで一人も漏れることがないように周知徹底ができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 給付金申請の周知徹底についてでございますが、お答えします。

確認書等の提出期限は3月29日までとなっております。申請していない世帯に対する対応といたしましては、まず1月11日には区長回覧を行っております。また、確認書が返送されていない世帯に対して期限までに申請を促す通知を送付したほか、市のホームページや3月15日号の広報、それから公式LINEなどを通じて、申請漏れのないよう周知徹底をしてま

いりたいと考えております。

それと、議員、すみません、先ほど1回目の答弁のほうで、確認書の対象である6,313世帯のうち5,660世帯と私申してしまっただけですけども、大変申し訳ございません。正しくは、6,313世帯のうち5,666世帯ということで、申し訳ございません。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。前回、住民税非課税世帯等に、1世帯7万円ではないときだったんですけども、期限が過ぎてから問合せがあつて、もうちょっと遅かったということがあったので、また最後までお願いできればと思います。

次に、（3）のほうに移ります。

（3）の医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する支援策についての再質問をさせていただきます。

介護、障害福祉の現場で働く職員や医療機関の看護補助者については、他産業と比べて賃金水準が低く、人材不足も深刻です。こうした人たちの賃金を2024年2月から月額平均6,000円引き上げるために必要な経費が補正予算に盛り込まれましたとあります。介護人材等の確保に必要な処遇改善に旭市ではどのように取り組まれているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 伊藤議員おっしゃるように、国ではデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づきまして、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を2%程度引き上げるための措置、介護職員処遇改善支援補助金を令和6年2月分の賃金から遡って実施を予定しております。この措置の対象期間は令和6年2月から5月分の賃金引上げ分で、千葉県が直接、介護事業所に補助金として交付するものであります。また、令和6年6月以降については、介護保険法に基づく介護報酬改定により、今回の補助金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしております。

ご質問の介護人材等の確保に必要な処遇改善の市の取り組みでありますけれども、市では介護職への賃金改善に関する取り組みは行っておりませんが、介護人材等の確保の観点から、介護職員初任者研修受講費用や介護福祉士実務者研修受講費用の助成などの事業を実施しているところであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、（４）の中小企業への支援策についての再質問をさせていただきます。

2023年の補正予算には、深刻な人手不足に悩む中小企業に向けて、IoT機器やロボットなど、人手不足解消に効果がある汎用製品機器などのカタログを提供し、簡単に選択して導入できる仕組みができる中小企業省力化投資補助制度や、最低賃金の引上げに伴い、賃上げと生産性向上に取り組む中小企業を支援する業務改善助成金も拡充しましたとあります。

また、物価高に負けない賃上げの流れをつくるため、賃上げ促進税制の抜本強化をしました。中小企業には、賃上げに取り組む企業の裾野を広げるため、現在の賃上げ率の要件1.5%、2.5%を維持しつつ、赤字企業にもインセンティブとなるよう、黒字化後に控除を認める繰越控除制度を5年間創設しました。さらに、教育訓練費を増やしたり子育てとの両立や女性活躍支援に取り組む場合には控除率を上乗せしますとあります。旭市の中小企業への支援策についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課よりお答えいたします。

物価高騰に対する中小企業への支援でございますが、まず県の支援策として、ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金、千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業などがありまして、チラシの配架や市ホームページへの掲載、LINEでのお知らせなど、市として周知を図っているところでございます。また、県においても新聞折り込みなども行っていたというふうに向っております。

また、市の支援策としまして、こちらは物価高騰対策に限ったものではございませんが、従前より行っておりますが、商工業の振興支援策としまして、中小企業金融対策支援事業、制度融資利子補給事業を行っております。中小企業金融対策支援事業につきましては、中小企業資金融資制度に基づき、市内の金融機関を通じて中小企業者へ融資するもので、中小企業振興を図っているところでございます。また、制度融資利子補給事業につきましては、利子補給を行うことで中小企業の育成振興を図っているものでございます。

また、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づきまして、一定額以上の設備投資を対象に、5年間の固定資産税の課税免除、雇用等に対する奨励金を交付することで、企業

の設備投資、雇用の創出を図っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に2点目、防災対策について再質問させていただきます。

能登半島地震を踏まえ、改めてどのような災害備蓄が必要か、被災地では劣悪な排せつ環境の改善が喫緊の課題となっています。今後の災害に向けた個人の備えという点で、水と食料はもちろんとして、携帯トイレの備蓄が非常に重要だと実感しています。市としての対策について質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 市では、備蓄品として非常用の簡易トイレ約1万回分を保管しております。今後も、買い足して増やしていく予定としています。また、水道の断水によりトイレが使えなくなった場合を想定しまして、生活用水用に防災井戸を13か所設置しているところです。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、防災対策について（1）の3回目の質問をさせていただきます。

先日、千葉市美浜区の町内会で防災資料館に視察に来られた方から、避難タワーに登られ、そのときにその上があまりに寒くて5分いるのがやっとだった、風を防ぐのに風防をやるとか羽織るものとか、何か寒くならないようなものを常備、備えておくことはできないかとのお話がありました。市としての対策について質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 旭市では、全ての避難タワーに寒さ対策としましてアルミシート100枚をそれぞれに設置してございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

あと、例えば風を防ぐのに風防みたいな、そういうものとかはできるのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 津波避難タワーに関しましては、その構造上、水を逃がすということ、いわゆる骨組みだけの構造になっております。したがって、風防等を設置することは逆に難しいのではないかと思います。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、（2）の市ではどのような内容の災害連携協定を結んでいるかの再質問をさせていただきます。

埼玉県本庄市は、このほど災害対策の強化を目的にコンテナ型ホテルを運営する株式会社デベロップと災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定を締結した。同社は、市内にユニットバスや冷蔵庫、電子レンジが配備されているコンテナ型ホテルを34室展開、ふだんはビジネスホテルとして運用しているが、災害時には市が協定に基づいて支援を要請し、優先的に避難所として提供される。旭市では、コンテナ型ホテルを運営する業者との災害協定締結はされているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 埼玉県本庄市の例でお話がありましたけれども、同じように、株式会社デベロップとはコンテナ型ホテルの提供ということで、市では令和3年1月に災害協定を締結しております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、（3）自力の避難が難しい障害者や高齢者など、災害弱者の命を守る個別避難計画の作成についての再質問をさせていただきます。

静岡県富士見市は先頃、各種防災情報を発信するアプリ、「防災ふじ」を市民向けに公開した。高齢者ら災害時に助けが必要な人、避難行動要支援者がスマートフォン（スマホ）で支援を要請できる機能があるのが特徴だ。逃げ遅れを防ぐための仕組みで、市によると全国的にも珍しい。同アプリでは、このほかマイ・タイムライン、個別避難行動計画の作成や避難施設の場所、混雑状況、ハザードマップの確認もできる。

アプリの最大の特徴は、避難行動要支援者とその近くにおいて避難をサポートできる人を結ぶ防災ヘルプ機能だ。要支援者は、避難指示が発令された際にアプリ画面に出るSOS支援

要請のボタンを押し、助けを求めると、事前に登録した支援者のうち、近くにいる人のスマホに通知が届き、助けを求めている人の位置が地図で表示される仕組みになっています。旭市でも活用できないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お話にございましたSOS機能のようなものはございませんけれども、現在旭市では避難場所や各種ハザードマップなどを掲載しているアプリ、「旭市防災マップ」があります。議員ご指摘の避難行動要支援者に対する支援につきましては、アプリも含め、引き続き調査研究をまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

次に、（5）の土のう専用のステーションは設置できないかの、これは質問ではなく、ぜひこれは、日頃大雨だとか、また災害、また台風があったときにそのステーションから常に持っていかれるようにすると、大きな被害にならないうちに対処できるのではないかと思いますので、もしできたら土のう専用のステーションも設置できたらと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党旭市議会議員の松木源太郎です。

2024年、令和6年第1回定例会に当たり、市政について一般質問をいたします。

まず初めに、今年の元旦に石川県能登半島北部の海底活断層がマグニチュード7.6の地震を引き起こしました。多くの方々がお亡くなりになりました。本当にご冥福をお祈りいたします。

2か月後の現在でも、多くの皆さんが避難生活をしていらっしゃいます。この地震の発生と、その後に国や自治体の対応を見てまいりましたが、1番目の質問をしようと決意したのがこの地震でありました。

能登半島の珠洲市は白い石灰石が産出する地域で、プロパンカセットコンロがない時代には七輪で有名でした。1970年代に珠洲市に2か所の原子力発電所を関西電力と中部電力が計画しましたが、住民の反対で2003年に計画が凍結されました。この原子力発電所ができていたら、2011年の東電福島第一原発事故以上の被害が発生していたでしょう。能登半島の付け根の志賀原発では原発が運転していませんでしたけれども、大変な事態が今起こっているわけです。

13年前、東日本大震災で津波に襲われた旭市において、津波や豪雨災害の際の対策はどうなっているか、令和4年3月修正版の旭市地域防災計画の該当項目で調べてみました。そこで、以下の提案をする次第ですので、ご検討ください。

1、危機管理対策担当部署の設置と危機管理担当者の専任についてであります。

(1) 地域防災計画に基づく防災対策を担当する担当部署の設置と担当者を育成する考えはありませんか。

(2) 銚子市、成田市、その他県内の市におきましては、独立した課を設置している自治体の対応策に学び、その運用方法を参考にした危機管理対策の日常化と専任職員の育成計画などはどのようになっているかお答えいただきたいと思います。

3番目、災害が発生した場合の集中管理体制の中心はどこでしょうか。

4番目、危機管理等の専門職員を養成していく方針はありませんか。

これらの点について、まず1点目であります。

次は、給食の問題です。2、学校給食の完全無償化についてです。

先日旭革新懇が集めた学校給食の無償化を求める署名595筆を市長に提出いたしました。そこで、次の2点をお聞きしたいと思います。

(1) 完全給食の無償化はいつ実現するのでしょうか。2024年、令和6年度の当初予算では、給食費の18%の値上げと、値上げ後の半額の金額を給食費として徴収する予算だが、いつまでこの方式を続けることになるのでしょうか。

(2) 給食費無償化の在り方についてであります。給食費無償化がなぜ必要かということをも市長は考えたことはございますでしょうか。この問題では12月議会でも市長と議論しましたけれども、その続きの議論を今回したいと思っております。

3番目、都市計画区域の拡大についてであります。

(1) 4回の説明会を開催しましたが、市の考え方と住民の意向に大きなずれがあったというふうに感じております。

(2) 旧旭市地域の用途地域の変更などの経緯を見ると、旧3町の方々の不信感がよく分かるのであります。特に、海上地域の会場では、飯岡駅周辺の排水問題について次のような発言がありました。この地域の排水問題を解決していただけるのであれば、都市計画税を払ってでもやっていただきたいという住民の発言です。これについては出席していた担当課長も十分覚えていると思いますけれども、この点について市長や担当課がどのように感じたか、ぜひ意見を聞きたいと思います。

4番目です。農業用水路の更新に関わる地元負担金についてであります。

アスベスト処理対策のため、農業用水路の更新について、実施年度による補助率の違いと農家の負担額をお伺いいたします。聞くところによりますと、この事業は、今回私がお話を聞いた以外にも何か所か市内であるそうです。アスベスト対策ですので、国が半分、県が35%、地元が15%の負担であります。この15%のうち、市が10%、水利組合が5%、そして農家の負担が5%と聞いております。アスベスト対策なのに、なぜ農家の負担が5%なのでしょう。そして、この金額は、実際に農家に対して10アール当たりどの程度の金額になると見込んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

5番目は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方についてであります。この在り方については、私は2回目の質問であります。

(1) 市の評価委員会の開催を積極的に通知してこなかった理由をぜひお聞かせいただきたいと思います。

2番目、中期目標及び中期計画などの議案提出の在り方についてです。12月議会の中期目標については、その前月、前々月にこの問題についての評価委員会がありましたけれども、その評価委員会について全く触れておりませんでした。しかし、年が明けて1月になりましたらば、私は実は議事録を情報公開したわけです。そうしたらば、その明くる日に担当課から、1月10日から開示してありますという話がありまして、見ましたら確かに10月と11月の評価委員会が載っておりました。議事録も資料も載っておりました。このことを事前に知っていれば、もっと十分な中期目標についての議論ができたと思います。

そして、2月の中旬になりましたらば、2月16日、中期計画を検討する評価委員会が開会されるという告知が掲示板にありました。問合せしたらば、連休前の3日か4日ほど前に掲示したというんですが、とうとうホームページには載らないままでした。今まで評価委員会がこういう形でもって、住民の傍聴を認める、こういうような在り方があったのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

3番目は、養護老人ホーム東総園など、福祉施設の廃止について、市長と独立行政法人との間でどのような対応が話され、そして文書でもってその廃止について決める、そういうような証拠は残っているのでしょうか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは、1番目の危機管理対策担当課の設置と危機管理担当者の専任について、順次お答えいたします。

まず、防災対策を担当する担当部署の設置と担当者を育成する考えはあるかということですが、現在防災対策は総務課地域安全班が担っておりまして、研修の受講や情報収集などにより、担当職員の育成に努めているところでございます。

また、定期的な異動で多くの経験者を輩出することで、その経験者がほかの課へ、ほかの班へ散っていった場合にも、災害時には招集がかかるような体制を整えてございます。要するに、経験者が災害時には多数集まってくるような体制を取っております。

それと、成田市や銚子市などのように独立した課を設置しているところがあるんですが、そういった危機管理対策の日常化と専任職員の育成についてどのようになっているかということですが、日常の対策は、先ほど申し上げましたとおり総務課地域安全班を中心に関係各課と連携し、行っております。先ほども申し上げましたとおり、市では危機管理対策に限らず、研修の受講や情報収集などにより職員の育成に努めているところで、専任職員の育成ということにつきましては今後の課題と捉えております。

次に、災害が発生した場合の集中管理体制の中心はどこかということですが、これは場所のことでよろしいでしょうか。

（「体制ですから、考えていること、やっていること」の声あり）

○総務課長（小倉直志） 災害対策本部の設置場所は本庁舎3階の政策決定室となっております。インターネット環境を整えておりまして、例えばですが、ドローンからの映像を流したりウェブ会議が行われたりするなど、様々な情報収集が行えるようになっております。また、インターネットや電話が使えない状況でも、衛星回線を通じて関係機関とのテレビ会議や通話が行えるような場所となっております。

それと、危機管理等の専門職を養成していく方針はあるかということですが、先ほどと重複してしまいますけれども、市では危機管理対策に限らず、研修の受講や情報収集な

どにより職員の育成に努めているところですが、専任職員の育成につきましては今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、2の（1）学校給食費の無償化についてお答えいたします。

本市では、平成29年度より3人目以降の児童・生徒の学校給食費の免除を旭市独自の事業で行い、令和5年1月からは千葉県の学校給食費無償化支援事業補助金制度を利用して、第3子以降減免制度の対象者の拡充を行いました。また、令和2年度、3年度及び5年度には、国の交付金を活用し、児童・生徒の学校給食費をそれぞれ6か月から8か月間の無償化を実施しております。さらに、令和6年度は、第1子、第2子の学校給食費を半額免除する、この予算案を上程しております。

以上のように、給食費については本市では段階を踏みつつ進めてきておりますので、今後とも給食費無償化の在り方、さらなる子育て世帯の負担軽減のため検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、3、都市計画区域の拡大についてのうち、市の考えと住民の意向に大きなずれはなかったのかという点と、広原地区の排水ですね、そういうことについてご回答いたします。

まず、ずれなんですからけれども、都市計画税と都市計画区域のこの関係でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（飯島和則） 都市計画税についての質問が説明会でもございました。今回の都市計画区域の見直し、説明会でやった見直しのうち、都市計画区域の拡大につきましては、市域全体に建築のルールであります建築基準法を適用することによりまして、市民の住環境を守っていくこと、災害リスクの低減、そういったことを目的にしているものでございます。そういったことで、実際の見直しの予定は令和8年度、まだ2年くらい先でございますし、都市計画税についても市内部で調査検討している段階でございましたが、将来にわたって良好な住環境を確保していくために必ず必要なものでありますので、早い段階からの周知が重要であると考えているため、都市計画見直しの素案についての説明会を開催した次第でございます。

それと、広原地区の排水のお話です。説明会の中で、50年来全然解決されない、一体どうなっているんだということで、ご不満のほうをいただきました。それにつきましては、説明会の中でもちょっと触れたんですけども、都市計画事業で直接できるわけではございませんが、市としてはやはりやっていかなくてはいけないところであると。あと、説明会の用途地域の中でも、広原エリアは住居が密集している地域でございますので、そういったことから考えても解決していかなければならない、排水整備をやっていかなければならない箇所だという認識はございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から大きな4番目、農業用排水路の関係についてお答えいたします。

まず最初に、事業の説明からということになります。現在、県営事業で特定農業用管水路等特別対策事業として、新川東部地区ですが、計画されておりますアスベストが使用されている管の更新事業は、豊畑地区の新川と仁玉川に挟まれた、ここの旭市役所から西側になります約62.4ヘクタールの区域になります。更新の対象となるアスベスト管は7,786メートルで、概算事業費は約6億円ということで聞いております。旭市ではアスベスト管の改修工事は今回初めてになります。

それから、アスベスト管の置き換えを目的とした事業の補助率、さっき松木議員のほうからご紹介ありましたが、国、それから千葉県が作成しているガイドラインに基づいて、土地改良区などと協議して決定しています。年度による補助率の違いという話もあったんですけども、基本的には実施年度による補助率というのは変わることはないんですが、例えば国・県のガイドラインが万が一変わったとか事業の改廃とか、そういった部分があった場合には補助率が変わる可能性がゼロではないということです。

補助率は、先ほど松木議員がおっしゃった国が50%、県が35%、それから市、土地改良区を含めた地元として15%がガイドラインになっています。この15%は県のガイドラインです。国のガイドラインになりますと、この地元の部分ではなくて、国50%、県35%、自治体、市が10%というガイドラインになっております。そこで、松木議員、農家の負担が残りの5%多いのではないかという話だったんですけども、このうち、農家の5%のうち大利根土地改良区と農家の負担を半分半分ということで、2.5%を負担するというので今協議されているということで、実際農家の負担は5%ではなくて2.5%となる今予定になっております。

農家の負担額については、概算ですけれども6億円、こういったところから2.5%の負担ということで、全体として農家が2.5%負担で1,500万円ということなんですが……

(「10アール当たり」の声あり)

○農水産課長(池田勝紀) 10アール当たりというご質問があったんですが、10アール当たりをその金額から換算しますと、1,500万円の見込みで事業区域が62.4ヘクタールあるところから、10アール当たりで試算しますと約2万4,000円という試算になります。これはまだ概算事業費なので、これが独り歩きしてしまうとあれなんですけれども、今のところの概算による金額ということです。

以上です。

○議長(飯嶋正利) 企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、(5)について順次お答えいたします。

まず、評価委員会の開催を積極的に周知してこなかったという部分と、ホームページに載せたという話がありましたので、その部分をまず最初に回答します。

まず、評価委員会の開催の周知になりますが、これは旭市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定によりまして、会議開催の1週間程度前に市庁舎の電子掲示板と掲示場に行っております。ホームページの公表であります。以前は、評価委員会の公表ですが、各年地方独立法人旭中央病院の業務実績に関する評価に関する部分を公表しておりました。今まではその……

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) やっておりました。

今回、評価委員会、計画の関連も公表に至った経緯なんです。昨年第4回定例会の総務常任委員会において委員から、この目標は市の担当課がつくるもので、これは明らかに病院がつくったものだというお話がありました。それに対して副市長は、これは病院と連携して評価委員会の意見を受けてつくっているものだという回答があったと思うんですけれども、あくまでこの目標をつくるに当たっては、担当者、国・県の医療政策、国であれば公立病院の経営改革プラン、県であれば千葉県保健医療計画、これを踏まえて案をつくり、病院と協議をし、それを評価委員会で委員の意見を聞き、市の考えを述べて策定したものです。そういったやり取りがありましたので、こういったやり取りを知っていただく必要があるなということで、開催から遅れましたが公開をしたという流れになっております。

あと、中期目標、中期計画の議案提出の在り方になりますが、まず中期目標は、改めての

説明になりますが、市が病院運営に対して達成すべき目標を策定して病院に指示するものです。中期計画については、病院はその目標を達成するための具体的な計画を示すものとなっております。中期目標、中期計画、これを策定するに当たっては、地方独立行政法人法と評価委員会条例の規定によりまして、評価委員会にて委員の意見を伺った後に議会へ議案として提出し、審議をお願いする流れとなっております。

養護老人ホーム東総園と特別養護老人ホーム東総園の廃止の方針ということになります。この両施設につきましては、やはり施設の老朽化、これは地方独立行政法人移行前からの課題でありまして、事業の継続についてはずっと検討を行ってまいりました。現在の施設での長期事業継続は困難であること、同事業の民間事業者の参入状況、また入所者の推移等を考慮しまして、旭中央病院で同事業を継続する必要が低いと、協議の結果そう判断をしまして旭市、中央病院、それぞれ判断したものになります。文書のやり取りは特にございませぬ。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1回目の再質問をさせていただきます。

1番目の危機管理関係の担当課の設置の問題ですけれども、私は部署というふうに変えたんですけれども、実は旭市の課の体制というのは、課が少なく、そこにいろんなものを集めてしまっているという、すごく一つのところでもっていろんなところにセクションを持っているという複雑な課の体制をつくっている、これも不思議なんですよね。

それはちょっと置いておいて、先ほど総務課長からお話があった何年か防災関係のところにいる人が、市のセクションであっちこっちに行っていればそれが危機対策でもってできる、大間違いです。つまり、危機対策というのは一貫して、市の今の動いている状態、それから消防やそれから住民の方々の、こういうところを見る、常時監視している施設が必要なんで

す。これがなければ、大学で、銚子市にもありますけれども、危機管理部という、そういう勉強はしないんですよ。だから、そののところがしっかり見て、これからぜひやっていただきたいと思うんです。

だから、県内でも幾つかの大きい市では、そういうところには専門家も配置して、それで持って、例えばここにありますが、こんな膨大な、私は令和4年度の分をもらいましたけれども、こういうような中身の内容を常に、この問題が起きたと言えここに書いてあって、これでこうするんだということを回答できる人が何人もいます。場合によったら、24時間と思うけれども、それは無理だから、そういうような体制を旭市においてもつくっていただきたいんです。

これは、すぐできるとは限りません。そういう専門の技術を持った人を入れるか、そういう大学を出た人を入れて養成していくかということがありますけれども、旭市ではご存じのように3.11の津波も経験しているし、1971年、昭和46年の大雨も経験しているし、いろんな災害についてやっぱり経験しているわけです。江戸時代に遡れば元禄津波もあったし、そういうように、今でも千葉県の東方沖は震源地の一つになっているわけですから、ぜひそういう面で早くそういうようなことを始めていただきたい、こういうことなんです。

それについて、市長に答弁していただくのはあれなので、ぜひ総務課長としてこれからの方針について市に提起していただけないかということをご質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議員おっしゃるように、旭市は様々な災害に見舞われてきた歴史がございます。しかも近年は、災害はいつ起きても、災害は忘れた頃ということではなく、いつ起きても、いつ起きるか分からないというような形になってきております。

おっしゃるように、危機管理、災害だけでなく様々な危機管理ということで部署をつくっていくということは、これからの課題になると考えております。しっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこでですけども、今、防災のというか、いろんな危機問題があります。防災だけではないでしょうけれども、そういう問題が起こったときには実動部隊が必要なんです、一定の。

ところが、今の旭市の状態は、私は昨年質問いたしましたけれども、消防本部の中に消防団がいて、どういう形でもってこの防災計画になっているかという、結局二重になっているんです。消防本部の消防長に全てを任せるといふ形には、組織的にはなっていないんです、実はね。市長がいるわけですから、最高責任者の。市長が、消防本部の消防長を指揮すれば全部できるかといったら、そうではないわけです。そこのところは、常備消防と非常備消防だけが動くような形。じゃ、旭市の緊急課題はどこがやるんだといったら、そういうセクションが、それは総務課の防災関係の担当者はいるでしょうけれども、できないんです。そこのところを、きちっと整理しておかないと駄目です。

私は、合併後の旭市がどうであったかということは、議員をやっていませんでしたから知りませんが、しかし、市長直属の消防団を含めた、常備的でない緊急対策組織、それには例えば総務課に所属するそういう危機対策室、そこが連携していく。それから、実際の常備消防というのは、救急も含めたそういう実動部隊そのままですから、それはきちっとしていく、それを統括して市長が指示していくと、こういういろんな問題が起こったときに対処できるような組織に、ぜひ検討の上、変えていただきたい。そのことが、やはり住民の方々の命を救ったり、いろんな被害から旭市を守る、そういうことになっていくと思うので、そこら辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 先ほどと重なりますけれども、将来的な課題であるとは考えておりますので、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今回はこれで終わります。

次に、2番目の学校給食の問題についていきたいと思えます。

この問題については、市長と何回も議論して、いろいろ私も学ばせていただくところもあって、実は12月の議会の議事録を持ってきてじっくりともう1回見直してみたんです。市長の言っていることも、話が分かるところもあるんです。特に、11月の朝日新聞の記事、このときお見せしなかったんですけども、大変いい記事だと思います。

学校給食、国が一律で無償化をと、東京大学山口先生が書いた。これの話をしましたよね。なぜ、私が今回わざわざ給食を取り上げるかという、市長が考えている、つまり先ほど教

育総務課長が、あれもやった、これもやったとおっしゃってくれましたけれども、市長の考えはそうではないんですよ。やはり、給食というのは、確かにそういう事業としてやったほうがいい。ただ一挙にやるということについては、これは財政的な問題だけではなくて、ステップを踏んでやったほうがいいというのが去年の考え方でしたよね。私もそう思います。

しかし、考えてください。来年の7月には市長は住民の支持を得て次の期に移らなければならないですね。ここまで来て、何で半分なんですかということを経民から問われてしまいます。これは、私、大変重要な問題だと思うんですよ。ですから、令和5年度に7か月ないし8か月の補助金をもらった制度をやりましたけれども、それが水の泡になってしまいますよ。

このところをやっぱり考えて、今回は半分だけでも令和7年度からは無償にするというのは、そういうところもあると思うんですけども、しかしやっぱりちょっと中途半端な段階論ではなかったかと思えますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど松木議員の発言にもございましたように、議員をはじめとする方々から給食費無償化を願う595筆の署名を頂戴いたしました。関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

この595筆という数字につきましては、先日行われました津波避難訓練、自らの命は自らが守るという考えで雨の中参加して下さった610人に匹敵する、大変大きな数字でございます。これはもう単なる数字ということではなくて、将来を担う子どもたち、あるいはそれを支える子育て世帯に対する市民の皆様の思いや願い、希望であると深く受け止めているところでございます。

その上でお答え申し上げますが、学校給食費の無償化は物価高騰が続く中、保護者の負担軽減を図ることが子育て支援策としても大変有効であると考えております。今後も、財政的なシミュレーション等を行いながら、持続可能な財政運営のため、将来的な財源の確保に問題等がないか検証をし、また市予算全体のバランス、他の事業への影響も考慮した上で進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。だから、私、よく分かりました。

ただ、市長、ちょっと去年の議論をもう1回思い出していただきたいんですよ。というのは、国が確かにやるべき、私もそう思います。ところが、この県の3人目の無償の問題でも分かったでしょう、国が無償でやるなんて言ったって、結局全額は出しません。県にも負担を求め、市にも負担を求め、つまり、仮に旭市の2億円強の無償化の費用については、恐らく半分の1億円は結局旭市が持たなければ無償化できないという、そういうようなシステムになってしまうわけですよ。これは、そうなったときは、市長が今回無償化にします。国も補助しましたからと言ったって、何だ市長、結局国が出すまで待っていたのかということになってしまうわけですよ。

だから、やっぱりこの令和6年の1年間で、次の年にどうするかということ、真剣に財政的な面からも考えていただきたい。これがやっぱりよく考えていただいて、それでもって年の途中でもって全部にしようとかというのもあり得るので、そういうことを期待して、この問題については市長にお願いしておいて、終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の都市計画区域の拡大の問題について質問いたします。

実はこの問題、私は大変難しい問題を含んでいると同時に、今まで旭市がやってきた都市計画区域内の用途地域の決め方、この問題について反省がないと住民の支持は得られないと思います。

どういうことかといいますと、実は、最近1,000円出しまして、都市整備課からこういう地図、これは一部なんですけれども、これは何かというと令和2年2月に用途区域を変更した後の地図なんです。どこが変更されたかということ、一つは今イオンタウンがあるところが第2種住居地域に、つまり田んぼから第2種住居地域になっているわけです。それから、駅の南側が高い建物が建てられる地域になっている。

こういうようなことを、都市計画審議会でもって、それは県とも打合せをしながら決めてしまっているんです。つまり用途地域というものを、勝手にとは言いませんよ、しかし、一定の手順を踏んで決めていくんですよ。それでもって、その後今イオンタウンが5億円のお金をイオンに上げて造られ、そういうところなんです。その部分は結局3.6ヘクタールの優良な田んぼがあれに変わってしまったわけです。

そういうことをやっぴいながら、先ほどお話ししたように、長い間水害、雨が降ったときは困っている地域が、何回か市の方々をお願いして現地を見てもらったりしているのに、その近くの蛇園だとか後草だとかって、その周りの地域は排水の工事が行われているのに、旧

海上中学校の跡地、あそこは雨が降ればみんな流れてしまいますから、そういうところの対策はやられていなかった。ここに大変な差があるということでもって、住民の方から不安の、先ほどのお話ししたような発言が出たわけです。ここのところを十分に考えていただかないと、私はこの問題は解決していかないと思うんです。

私も、説明会に参加して聞いたのは3回とも1点だけです。都市計画の区域指定をして、都市計画税はどうしますかということを知りました、私は。同じことしか聞いていない。それで、干潟のときはこういうことを知りました。干潟の地域は、新しくはさくら台の工業団地は工専地域になりますねと、それを説明しましたかと、事業主に。説明しました。都市計画税を取るんですかという質問はありませんでしたかと言ったら、話がありました。

つまり、市が都市計画税をかけるか、かけないか決めるのは令和8年に告示でもって都市計画区域が決まった後に市が議論しますということをしていたんでは、住民は納得しません。ここのところの違いがあるんですよ。私はそういうふう感じたので、ぜひ市長並びに担当課の方の見識をお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず用途地域の変更、そちらの経過についてご回答いたします。

今、ご指摘ございました中央病院東側エリア、こちらの用途地域の変更につきましては、市の総合戦略に位置づけられた生涯活躍のまち・あさひ形成事業、ご存じだと思うんですが、そちらとして事業が計画されておりまして、そちらの中で農用地区域から除外されるタイミング、農振除外に合わせて事業区域の約3.6ヘクタールを第二種住居地域に指定したものでございます。最初に用途地域を指定してそこから除外したわけではなくて、農振の除外ができるということで指定したものでございます。

目的としましては、一旦除外してしまいますと、宅地化してしまいますと、その後の土地利用に制限がなくなるおそれがあるので、将来的な土地利用のコントロールといたしまして、住環境の保護を図る目的から、大規模施設の立地を許容する区域、例えば工場とか望まないものがないような区域として指定したものでございます。

それと、あと干潟のさくら台の工業団地の工業専用地域の指定なんですが、こちらについては、確かに事業者の方とヒアリングをいたしました。その中で、税の話もちよっとあったんですが、基本的には工業専用地域になるということで、今後の工業としての事業を推進し

ていく中で設備投資するにしても、工業専用であれば隣地に住宅が建つわけでもないので、事業をやっていく上では非常にありがたいというお言葉もいただいております。

ということで、専用地域の指定については、工業を推進するほうとしては望ましいというおおむねの回答だと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 2回目の再質問をします。

工専地域のことは事業者のあれですけれども、私はこう感じるんです。今、3か所の旧町であったところの説明会をやったときに、集まってきた方が何人もいないわけです。じゃ、どう広く皆さん方にお知らせしていくかということの工夫が必要だということが一つあると思います。

それから、もう一つは何で海上地域でもってああいう発言が出てしまうのか。これは、やっぱり私、普通に考えれば分かることだと思うんですよ。周りで何億円もかけて、いろんな理由でもって排水事業をやっているわけでしょう。蛇園にしても後草にしても。すぐ隣ですよ。ところが、何回も大水が出ているところは手がつけられない、何でなんでしょうということですね。だからああいう発言が出てくるわけです。

これは、市の行う都市計画事業だとか、それからいろんなことに住民の方が不信を持っているからなんです。だから、確かに都市整備課長の言うとおりに、排水事業は都市計画事業ではありませんよね、当然。そういうようなこととは関係なく、そういうことが出てきちゃうような形での今回の拡大、私も、1億6,500万円ですか、かけて調査やっているでしょう、来年まで。そういうお金かけるのは、なるほどなと、1回都市計画事業のことでもって一般質問をしましたよね。なるほどなと思って、皆さん方が言っているのはそうだよなと思ったんです。しかし、あの説明会に出て、何だこれはと思ったんです。そのところを解決しないと、これはやっぱり住民から不満が出ますよ。

最初に、旭市が都市計画区域を拡大しても、当面というか、今後も都市計画税は取る気はありませんという宣言をすれば、これはすんなりいくんですよ。そういう不信感が住民の中にあるということなんです。市長、そう思いませんか。ちょっと課長から振って悪いですけども。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません。広原交差点の排水問題について建設課のほうからお答えいたしたいと思います。

市では広原交差点の排水に関して、流末の整備として一部排水経路の高生川の改修を後草地区の冠水対策排水整備事業として進めているところです。

また、あわせまして同地区から……

（「高生川といったら北側じゃないの」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 北側で、一部排水のほうがそちらに向かっているということで、あわせまして同地区、旧海上中付近から大間手川に向かう排水路についても、現在流下能力の向上に向けて計画を進めているところでございます。

日頃の冠水対策なんですけれども、これは県道なので、県と連絡を取り合いながら側溝等の清掃または点検等、大雨に備えているところでございます。また、近年、一、二年の間なんですけれども、大雨時にパトロールしたときには冠水は見られなかったというところでした。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ちょっと都市計画のことと離れてしまったんですが、課長にお聞きしますけれども、私、今思い出したんですけれども、1971年、昭和46年、私は旧旭市に就職したのは昭和41年でしたから5年後ですね。大雨がありました。それで、秋に私は金石舎研究所というところに就職したんですけれども、そこで人工水晶を作るための高いピットがあるんです。そこが全部浸って、全部駄目になったんです。そのときの雨量が六十数ミリです、1時間当たり。それでもってあれだけの水が出てしまったんです。それで、12月に質問した仁玉川の改修工事が始まって、それでまたもう1回あった。

今、線状降水帯でもって1時間当たり何ミリ雨が降ると思いますか。100ミリを超えるんですよ。当時最高は、私も当時調べました。銚子市で。それまで1時間45ミリちょっとが最高でした。ところが、そのときは60ミリを超えた雨が降ったので、ああいう状態になった。

ですから、今、建設課長のお答え、大変努力されているのは分かりますけれども、そういう感覚でいたら、あの昭和46年、1971年と同じような状態が起こります。これははっきりしています。ですから、ぜひ、この問題でちょっと質問したわけではないんですけれども、十分な調査がぜひ必要だと思います。その点をお考えの上、また検討していただきたいと思えます。

次に移ります。

農業用の用水路のアスベストの問題、課長の親切なあれで分かりました。

なぜ、アスベストを使っているといけないというのに、国や県がこれを除去しなければいけないというのに、地元民のお金を取るんですかね。その分、だって10アール当たり2万円といたら大変ですよ。今、お米も安くなってしまっているときに。こういうことについてこそ、市が何らかの努力をして、住民の方が、いわゆる農家の方の負担が少ないようにする努力をしてもらいたいと同時に、聞くところによると、銚子連絡道の堤防がその上を通るんだそうですね。そこが、何年後だか分かりませんが、そういうときに、仮にやっていた場合にはお金が随分かかるという話も聞いていますので、そこら辺のことを十分注意していただきたいと思います。これは回答は結構です。

最後の5番目に移りますけれども、私は、企画政策課長、私は独立行政法人になって、平成27年から評価委員会が開かれて、28年の4月からでしょう、正式になったのは。

この間ちょっとどうだったか聞いておきたいんですけども、全ての評価委員会は公開でやられていたんですか。掲示板に貼ったから公開だったというのは、これはちょっと筋が通らないと思うんです、私は。やっぱり、こういうことがありますよということをきちんと住民に知らせて、それでホームページも当時あったでしょうから、そういうので知らせて、それでもって議論の様子を見ていただく。できれば、4年に一遍ですから、4年に一遍、目標と計画がつけられるわけでしょう。それを議会に諮るわけでしょう。議会に諮って通らなければ事業ができないわけでしょう。それなのに、そういう場面がないし、どんな議論がされたかということも議員が分からないまま議案が出てくるわけです。

こんなことはあるかと思って、私、山武市がやっているということで、わざわざ1月10日に行きました。あまりいい議論ではなかったです。ただし、やっていた。ところが、2月16日の評価委員会は、私、感心しました。1時間四十何分にわたって6人の委員が、これから旭中央病院が財政的にかなり苦しくなるなど、98万人だったこの県の人口が89万になってしまう。はっきりしている。それで5年度の決算は赤になるかもしれない。4年間だけれども3年目ぐらいで回復するかもしれない、こういう議論をしていたでしょう。課長とかも聞いていたでしょう。

だから、そういうところを私はよく知りたいんですよ。それを知って、それで我々が議案として提案されたものを議論して、これが本来の中期目標、中期計画の議論でしょう。もう4年後じゃなきゃできませんけれども。だから、2月16日の評価委員会のことがいつホーム

ページに載るかと思ったら、今日まで載りません。こういうものを早く出して、議員、こういう議論したんですよということを示して議決をもらうのが執行部の当然の仕事じゃないですか。これをなぜやらなかったのか。ここのところに一番私は意見を持っているわけです。それについてお答えください。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順にお答えします。

評価委員会の、今まで公開されていたのかということですが、これは評価委員会設立以来ずっと公開しております。公開の周知は行ってきております。

手段としては、先ほど言いました古い庁舎のときはやっぱり掲示する場所がありましたので、そこを活用していました。今は、やっぱり庁舎の中のやつをしております。

公開をスムーズにということですが、すみません、これは実際会議が終わって、できればうちのほうもスムーズに、今、公開したいなというふうに思っております。

あと、事前の説明ということでありましたが、うちのほうの場合は中期目標のときに事前に説明がありました。計画はありませんでした。それが前回も同じような形になっています。

県内で、やはり地方独立行政法人を設立している団体に、その辺を確認というか、どんなふうにやっているか聞いたところ、やはりそこを聞いた団体は、特に事前に説明はなく議案として提出して、そこで議論をしてもらっているという回答でした。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） これはおかしいでしょう、最後のところ。

ほかでは、ただ掲示して、来ても来なくてもいいやということでやっているからそれに倣いましたなんていうのは。だから、あなた方のやっていることに、私がこれだけ口を挟まなければならないんです。

2月16日のやつをまとめて、この3月の定例会が、ちょっと短いですが、28日からあるわけですが、そういうようなことをして十分に分かった上で議論してください。議会議長の努力で、この間来てくれましたよね、参考人。大変私ありがたかったと思います。ただ、何か事務局長の独壇場みたいな話だったので、ばかじゃないかと思って聞いていましたけれどもね。

ただそれは、私はポイントのところは質問しました。なぜかという、中期目標ないし中

期計画というのが、中に、旭市が設立団体でありながら、旭市の市民が抱えている医療的な問題を解決する手段が全くないと同じだったんです。小児科の問題、産婦人科の問題、事務局長も言っていましたよね、産婦人科は7割4分も旭中央病院がやってしまう、こんなところは異常だと自分でも言っているんです。それを解決する方法を、それこそ理事長をはじめ、院長をはじめ、努力してこうしたいという方向を出さないんですか。

小児科の問題だってそうですよ。小児科がどんどん減っている、何件も減っているのは私も知っています。だから、零歳から見るというこの間の崎山華英議員の調査、素晴らしいと思いますよ。そういうのを出させた。知っています。

でも、そういうところに目が行って、それでもって旭市の、設置者の団体の住民になるほどの、いい病院だと思えるようにしていくのが病院の仕事ですよね。技術的にこういう素晴らしいことをやっている、こういうことをやりたいというのをいっぱい掲げるのは結構ですけども、一番もとのところが外れているんです。そこのところを十分に検討していただかないと、もう目標も計画もあと4年後しかないですから、途中、毎年報告はありますけれども。

そういうようなことで、ぜひその点について市長からちょっとお聞きしたいですね、ご回答を。どういうふうにしたらいいのか。あなたが最高の責任者なんですから、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、小児科であったり、産婦人科であったり、病院が少ないので中央病院に集中している、それに対する対策がないのではないかというご質問でした。

それについては、せんだっての議案質疑でもあったと思いますが、中央病院がそれらを解決するのではなくて、それはあくまでも2次医療圏内の医療全体で機能分担、医療連携をしていきたいと思いますし、それを国が進めていますし、県も進めています。

そういったことでありますので、中期目標はあくまでも中央病院が何をしていくという単独の考えではなくて、あくまでも医療圏全体を考えた目標、計画になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 医療圏全体なんですか、独立行政法人は。医療圏全体に、独立行政法人は責任を持たなければいけないんですか。どうしてそういうことことが言えるんですか。

我々の旭市が借金の負担についても、何かあったときはかからなければいけないし、年間交付税の中から22億円もお金を出しているんですよ。

それなのに、そういう医療に係る改善をするという方向、目標も計画も持たない、そういうところがありますか。独立行政法人というのは、設置団体、これは地方独立行政法人であって、国の独立行政法人の国立病院とは違うんですよ。その違いというのは分かるでしょう。旭市が設置団体なんです。こここのところを忘れていてのではないですか。旭市の病院ですよ。

これは、ほかからいっぱいお客さんが来てくれるのは結構です。ただ、いろんなことで、救急もやる。救急についてだって、何であの5,500円は取らなければならないんですか。お金が足りないからですか、それとも来るお客を減らすためですか。それだって、私は議論があるところだと思いますよ。

そういうことを、きちんともっとあなた方は二つ身分を持って病院とも接触しているんでしょうから、本当に住民のためになる病院をつくっていきたくてと思うんだったら、そういうところをきちんとやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、旭中央病院になりますが、中央病院につきましては、地域医療の確保、先ほど言いました機能分担を図って地域の医療を確保するための地域医療支援病院に指定されております。あくまでも単独というわけではなくて、県内の地域、自分のところ、中央病院もそうですし、ほかの医療も一緒になって地域医療を支えていきたいと思います、その中心となる病院であります。

ですので、単独でどうこうというものではなくて、これはもうあくまでも国の考え、県の考えに沿った中での病院でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） こういうことがあったとしても、旭市が設置団体だから、旭市がもっと自分の意見を出したっていいでしょう。何か、国や県が言ってくることをやっていけばいいみたいな考えじゃないですか。違いますよ。

昭和28年に小さい自治体が集まってつくった精神というのは、この地域の皆さん方の、いつでも病気や何かを受け入れる病院になりたいということで作った精神が、まるきりすっ飛んでいるじゃないですか。国や県の言いなりでもってやっていけばいいみたいな。私は、

それは許しません。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。令和6年第1回定例会において、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。今回、大きく分けて3項目、7点について質問させていただきます。

1項目め、ヤングケアラーの支援体制強化について。

これまでもヤングケアラーについて一般質問があり、ほとんど知られていなかったヤングケアラーという認知度を広めていただきました。本来は大人がやるべき家事や家族の世話、ケアを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。もちろん、家事の手伝いやきょうだいの面倒を見ることは悪いことではありませんが、ここで問題なのは、本来子どもができる範囲を超えて心身に大きな負担がかかっていることです。ヤングケアラーが担う世話で多いのが、1位、家事、2位、感情面のケア、3位、買物などです。

ヤングケアラーの問題の一つには、児童虐待とつながっているケースもあります。ネグレクトなどの育児放棄によって食事が与えられない場合、自分やきょうだいの料理を作らなければなりません。また、言葉の暴力など心理的虐待を受け続けることで大事なことが話せず、周りに相談するという気力も失っている場合もあります。

国は、2022年度から2024年度を集中取組期間と定め、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の3本柱から成る推進に各自治体の取り組みを後押しするために、国の制度を利用し、実態調査に乗り出した自治体は、去年2月時点ですが、250を超えました。

そこで、以下3点について伺います。

(1) 本市のヤングケアラーの実態調査方法と結果について伺う。

(2) 先進市であるのは、兵庫県であります。現状の支援策で、配食サービスで信頼関係を築きスムーズにしているところがございます。旭市においても、こういうことがあった場合は、配食支援や家事支援に予算はつけられないか伺います。

(3) 適切な支援体制構築と継続的な関わりの観点から、ヤングケアラー・コーディネーターの設置が必要と思うが、見解を伺います。

2項目め、骨髄移植ドナー等への助成制度について。

骨髄移植ドナー登録ができるのは、18歳から54歳です。全国の登録者の58%が40歳以上を占める現状とのことです。10年以内には、22万人以上の登録者が年齢制限から取消しになります。継続的に、若い方の登録者を増やすことは重要課題であります。

そこで、最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により骨髄等の提供に至らなかった方についても、通院等による負担が生じている現状があります。公益財団法人日本骨髄バンクの2022年度の事業報告によれば、最終同意後に術前検診を行っても骨髄等の提供に至らなかった方は約14%、およそ7人に1人との報告でした。マッチングしている方は何度も通知が来るようですが、最終同意後、中断となっても支援があれば、次への骨髄移植のモチベーションが後押しされると思います。若い方に、命をつなぐボランティアである骨髄ドナー登録をしていただいているのです。さらなる骨髄移植の推進、ドナー登録の増加を図るために、支援金の対象拡大は必要です。

そこで質問いたします。

(1) 市内で骨髄等移植を必要とする方は、現在いるのかどうか。

(2) 骨髄移植ドナーの最終同意後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方について、県の補助要件を伺う。

3項目め、廃棄物減量化について。

私たちの暮らしは、とても便利で、豊かさを手に入れた反面、地球には大きな負担をかけ続け、気候変動に伴う地球温暖化の影響から夏のゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨などの水害、季節外れの台風など、私たちの日常の生活を脅かすようになりました。気候変動に無

関心であっても、無関係ではられません。

本市は、2017年10月1日に「ごみ減量化と3R推進のまち宣言」をしました。大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から資源循環型の社会へ移行するための重要な取り組み宣言です。地球環境問題への対応や脱炭素社会の実現にも寄与します。

そこで、本市のこれまでの廃棄物減量化の取り組み成果はどうだったのか。また、総合戦略、SDGsの推進やまちづくりのデジタル技術の活用を含め、幅広く市民への意見を取り入れてまいりますとありましたが、様々デジタル化に進む中、不安を持たれる方は多いと思います。しかし、情報の共有の安易さや便利さに慣れていく努力も、これからの時代、必要なかもしれません。

忙しい子育て世代や高齢世帯から、ごみの問題の相談を受けることがあります。解決策の一つには、先進市で取り入れられて大変好評のスマートフォンやiPadによる資源ごみ分別アプリ「さんあ〜る」がございます。ごみの出し方や、収集日、詳細な分別方法など簡単に確認でき、収集日の前日に通知機能もあることから、ごみの出し忘れ防止に役立つというアプリです。これだけではごみの問題の解決にはなりません、若い方には非常に好評であります。

そこで、以下2点を質問いたします。

(1) 本市のごみ排出量と資源化率の推移について伺います。

(2) ごみの分別方法の効果的な、先ほど申しました周知にごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入はできないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、項目の1、ヤングケアラーの支援体制強化について、(1) (2) (3) について回答いたします。

初めに、(1) 本市のヤングケアラーの実態調査方法と結果についてということでございます。

現在、本市ではヤングケアラーに特化した実態調査は実施しておりません。実施しておりませんが、家庭児童相談室を設置するとともに、虐待を受けている子どもをはじめ、支援を必要とする児童の早期発見や支援、適切な保護を図るため、児童相談所、警察、医療機関、教育委員会などで構成される要保護児童対策地域協議会を設置しており、支援対策を協議し

ております。この中で、ヤングケアラーの問題についても関係機関と連携して対応しているところがございます。

続きまして、(2) 現状の支援策について、配食サービスや家事支援に予算はつけられないかということですが、国は来年度、ヤングケアラー支援事業といたしまして、市町村がフォローアップする体制を整備するための費用やヤングケアラー支援体制強化事業といたしまして、コーディネーターの配置やオンラインサロンの設置、運営等に対する費用の補助メニューを公表しているところがございます。

本市では現状、ヤングケアラーに対する配食サービスや家事支援などの支援策はございませんが、個々の相談内容に合った支援につなげられるよう関係機関と連携を取っております。配食サービスや家事支援につきましては、今後の相談ケースに応じて先進地の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、(3) になります。適切な支援体制構築と継続的な関わりの観点から、ヤングケアラー・コーディネーターの配置が必要と思うがということですが、現在、子育て支援課内に設置しております家庭児童相談室では、家庭相談員及び保健師が様々な相談業務に当たっているところがございます。また、千葉県がヤングケアラー・コーディネーターを設置しております。誰でも電話やメール、LINEなどで相談ができるようになっており、この利用につきましては、現在、各学校の児童・生徒にも周知がされているところです。

ヤングケアラー・コーディネーターについては、今後相談ケースの状況に応じまして、先進地の事例を参考にしながら、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは大きな2番の骨髄移植ドナー等への助成制度について回答を申し上げます。

初めに、(1) の骨髄等の移植を必要とする方はどれくらいかということにつきまして、日本骨髄バンクの資料によりますと、令和6年1月末現在1,658人の登録がありまして、うち千葉県の登録者は67人となっております。市内でのということでしたが、市町村ごとの移植希望者人数は公表されておられませんので、よろしくお願いたします。

続いて、(2) の骨髄移植ドナーの方への県の補助金要件ということでもございました。市では現在、千葉県の骨髄移植におけるドナー支援事業に基づきまして、骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供を完了した方を対象に、通院及び入院1日につき2万円の助成を、7日間を

上限として行っております。

市は、助成した金額の2分の1を県から補助金として交付を受けております。県では、この対象者につきまして、令和6年度からは骨髄等の提供が完了した方だけではなくて、骨髄等の提供の最終同意後に、提供者の自己都合以外、例えば患者の方の都合などによって移植が中止された場合でも市町村への助成対象とするよう、現在、県議会にて予算の審議中でございます。

市としましても、骨髄バンクへのドナー登録が少しでも安心して行えますよう、県の補助要件に合わせ助成対象者の拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは大きな3番、廃棄物の減量化についての（1）と（2）についてお答えいたします。

まず、（1）ですが、ごみの排出量と資源化率の推移というご質問でございます。市のごみ排出量と資源化率について直近3か年の実績をお答えいたします。ごみの排出量につきましては、令和2年度が2万9,162トン、令和3年度2万6,013トン、令和4年度が2万3,187トンと毎年度減少傾向となっております。

資源化率につきましては、現在、東総地区広域市町村圏事務組合で処理をしておりますので、各市ごとの資源化率は出していないため、資源物として取り扱う資源ごみの回収実績により概算でのお答えとなります。過去3か年で申し上げますと、令和2年度が11.3%、令和3年度が9.6%、令和4年度が8.8%となっております。

資源化率が下がってきておりますが、その要因としましては、スーパー等に設置してある新聞、雑誌、段ボール等の紙類やペットボトルなどの資源ごみの回収ボックス、これらの利用が普及しまして、ごみとして捨てる量が減少したものと想定しております。

続きまして、（2）ごみの分別アプリの「さんあ〜る」を導入できないかのご質問でございます。

市では、ごみ分別や収集日の案内に特化したスマートフォン用のアプリケーションというのは導入しておりませんが、旭市の公式LINEを活用したご案内をしております。このアプリの導入につきましては、コストと有用性を比較しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

ヤングケアラー、1項目の（1）であります。一般的にはヤングケアラーは18歳までと言われていますが、それ以降も家族の障害や病気で介護を継続して、また新たに担わざるを得ない状況もあると思います。18歳以上、どのような支援を想定、また実施していますか、教えてください。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課内の家庭児童相談室では、対象者を18歳までとしております。しかしながら、年齢にかかわらず、相談があった場合には、介護サービスや障害のサービスなど内容に合った支援ができるように関係各課や関係機関につなげていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

介護により、ケアにより、支援により、進学を諦める、希望する仕事に就けないなどならないよう、周囲の協力、支援は必須です。過去に献身的介護をしていた20代のお孫さんが、祖母を殺害した事件を思い出します。一人で抱えている場合、孤独、孤立感を感じやすいものです。表面化しにくいことですので、継続した相談支援体制を構築する、早期発見、把握、切れ目のない継続支援をお願いしたいと思います。

それでは、3回目の質問です。自分自身がヤングケアラーだと気づくことや、自分から発信できるシステム、体制はどのようになっていますか。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 自分自身がヤングケアラーだと気づくシステム、体制、学校現場のほうではヤングケアラーについてのポスター掲示や、児童・生徒向けの啓発資料を1人1台端末、タブレットのほうから閲覧できるよう、データ配信をしております。また、教職員のヤングケアラーに対する理解を図るとともに、教育相談週間を設けて児童・生徒との面談を通して状況を把握し、対応に努めております。

啓発資料のリーフレットでは、ヤングケアラーとはどういうことかをイラストを交えて分

かりやすく説明するとともに、SNSや電話相談の窓口を紹介し、児童・生徒自らの気づきや相談しやすい環境づくりに努めております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 一例ですが、ヤングケアラーだったという方からお話を伺う機会がありました。母一人子一人、外国人の母は日本語があまり話せない上、病気で半身不随の完全車椅子状態。そのため、学校の書類、家事を含めた全てのことを小学校低学年から1人で行っていました。

一番つらかったのは、間髪入れずにお友達や学校に知れてしまったこと。職員室に呼ばれ、おまえの家大変なんだってなど大勢の先生のところで呼ばれ、知られてしまったことがショックで、その場で号泣、家では大変でも学校の中では普通に過ごしたかった。先生も悪気があって声をかけられたわけではないと思いますが、その後不登校に。どんな思いで頑張ってきたのか、また、そんな思いの子もいるんだと知らなければならぬと思いました。

学校で気づいても、学校で支援するのではなく、そっと支援する管轄を、連携を取ってうまく支援につなげていく必要があります。日頃から、学校と福祉や子育ての管轄などが密に連携を取る機会はあると思います。さりげなく手を差し伸べるための連携は、日頃から管轄同士の信頼関係がないとできないと思います。どうか、学校をはじめとする各関係所管がよりよい連携ができる体制の構築を、引き続きお願いしたいと思います。

そこで、4回目の質問です。ヤングケアラーの支援の要は、先ほどから何度も繰り返しますが連携であると思います。適切に連携していくための調整は始まっているのでしょうか。また、できているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

令和6年2月に開催いたしました、先ほども申しあげました要保護児童対策地域協議会代表者会議におきまして、千葉県の委託を受けておりますヤングケアラー・コーディネーターの方をお招きいたしまして、講演を行っていただいております。その際には、関係各課担当者にも参加してもらっております。

ヤングケアラーの支援につきましては、共通認識を得るための研修や講習に積極的に参加していただきまして、理解を深め連携して取り組んでいくことが重要でありますので、早期の発見や支援につながるよう、今後も研修等の機会を増やしていきたいと考えております。

また、学校の先生方やスクールソーシャルワーカー、介護ヘルパー、ケアマネジャー、民生委員など、子どもたちの家庭の事情をよく知る機関からの情報提供が大変重要となりますので、今後も関係機関へ周知を図りまして、対象者の早期発見、支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。本当に、そっと手を差し伸べるような形でしっかりと支えていただきたいなと思います。

子どもが子どもらしく安心して暮らしていくためには、ヤングケアラーの背景にある生活のしづらさを理解、改善していく必要があります。

残っている課題として、高校生へのケアラーのアクセスが難しい問題があります。チラシを配布する、ポスターを目の届くところに貼る、また相談窓口を明確化する工夫など、県としての相談方法にアンテナを広げていかなければならないと感じます。

次に、3項目めの廃棄物減量化について再質問させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 2項目めはいいですか。

○2番（伊藤春美） はい、2項目めはありません。

生ごみ排出削減の取り組みについて伺います。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しておりまして、ごみ全般の減量化に取り組んでおります。

生ごみの減量化としては、食品は使い切る、または食べ切るなど、食品ロスを減らすことで生ごみの発生抑制を推進しております。また、生ごみを堆肥化して家庭菜園などで有効活用していただけるように、生ごみ処理機等購入補助金により電動生ごみ処理機や容量100リットル以上のコンポストを購入した方に助成をしており、生ごみの排出量削減、再資源化に取り組んでおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 3回目の質問をさせていただきます。

生ごみ処理機等の購入補助制度の利用の人数はどのくらいか教えてください。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 生ごみ処理機等購入補助金ですが、電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器、この２種類に対して交付をしております。

交付状況ですが、過去５年間の推移で申し上げますと、平成30年度は電動処理機が８人、堆肥化容器が22人、合計30人でございます。令和元年度は、電動処理機が５人、堆肥化容器が24人、合計29人。令和２年度は、電動処理機が13人、堆肥化容器が22人、合計35人。令和３年度ですが、電動処理機が11人、堆肥化容器が34人、合計45人です。最後に令和４年度ですが、電動処理機が３人、堆肥化容器が21人、合計24人となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美） ありがとうございます。

特に、生ごみ処理機を使用するとごみ出し袋が軽くなり、生ごみ量が減り、捨てる回数も減ります。これにより運搬時の汁垂れもなくなります。クリーンセンターでの焼却時間にも影響するのではないのでしょうか。忙しい生活や重いものを持つことが大変な方は非常に助かると思います。

現在、旭市では、助成金制度の対象は市内での購入となっております。市内での購入はとても大事だと思います。しかし、希望の大きさや種類の関係から、どうしても市内では購入できない商品もあります。インターネットでの購入の助成制度の対象も今後検討していただきたいと思います。回答は結構です。

４回目の質問をさせていただきます。食品ロス削減推進法が施行され、民間業者に行っている取り組みと今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 食品ロス削減推進法に関連しまして、千葉県ではちば食品ロス削減パートナーを募集しており、民間事業者が登録することにより、県のホームページによる紹介や専用のロゴマークを使用したPRができる取り組みを行っております。

市では、食品ロス削減推進法に関連した民間事業者への独自の取り組みにつきましては、現在のところはございません。しかしながら市では、食品ロスに限るものではございませんが、ごみ減量化と3Rの推進のまち宣言事業によりまして、市民または事業者から宣言を受け付けており、事業者の方には認定書の交付などを実施してPRができるものとなっております。

ます。今後は、市でも食品ロスを削減するための取り組みを検討しまして、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご回答ありがとうございます。

ごみ減量化は、持続可能な生活スタイルや消費行動についても意識を高める機会となり、同時に健康的な環境をつくり出すことにもなります。個々の行動から地球規模の課題まで、多くの問題を解決するための重要な一歩となると思います。

私からの質問は以上となります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 皆さんこんにちは。議席番号5番、令和6年3月旭市議会第1回定例会、一般質問3日目、最終、大トリを務めさせていただきます伊場哲也です。

傍聴席並びにインターネット中継でご声援、ご視聴いただいている皆様方、ありがとうございます。感謝申し上げます。

市政に関する質問、再質問並びに答弁でございます。時間はたっぷりかかります。関心を持たれている皆様方、ぜひともご自身の考えと照らし合わせる場にしていただき、早く終わりにしろよということなく、どうぞ温かく見守っていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従い、第2期総合戦略の基本施策30のうち、六つの質問事項11点につきまして、市民に寄り添い、市民の声を聞き、その声を反映したガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒ、一般質問させていただきます。

質問事項1、施策27の消防・防災力の強化について、3点質問いたします。

一つ、旭市の防災対策について、現状と課題。

一つ、1月6日に開催された令和6年旭市消防出初式を総括しての課題。

一つ、旭市防災行政用無線局管理運用規程並びに運用細則にのっとり防災行政無線の在

り方、役割、運用についてお伺いいたします。

質問事項 2、施策20の居住環境の充実について 2点質問いたします。

一つ、都市計画見直しの素案説明会、開催しての課題。

一つ、都市計画区域の見直しに伴う都市計画税についての市の見解をお伺いいたします。

質問事項 3、施策 1 の農業の振興について 1 点、海上地域の農業をみんなで考える地域計画の策定に向けた協議の場、開催の成果と課題についてお伺いいたします。

質問事項 4、施策10の学校再編計画の策定について 1 点、（仮称）干潟地域小学校の学校再編代表者会議を通して、市教育委員会としてどのように総括されたのか、今後の再編計画の課題についてお伺いいたします。

質問事項 5、施策 9 の障害者福祉の充実について 2 点。

一つ、第 6 期旭市障害福祉計画・第 2 期旭市障害児福祉計画の成果と課題。

一つ、第 7 期旭市障がい福祉計画・第 3 期旭市障がい児福祉計画の基本理念についての市の見解をお伺いいたします。

最後、質問事項 6、施策14の互いに認め合う社会の形成について 2 点。

一つ、第 2 次旭市男女共同参画計画の成果と課題。

一つ、第 3 次旭市男女共同参画計画の基本理念について、市の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。なお、再質問、再々質問、4 回目の質問につきましては質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは大きな項目の 1、消防・防災力の強化についての（1）と（3）についてお答えいたします。

まず、（1）旭市の防災対策についての現状と課題です。

現状といたしまして、旭市では東日本大震災で被害を受けて以降、津波避難タワーや避難道路の建設などの津波対策をメインに行ったほか、各種ハザードマップの修正・作成などを適宜行っています。また、水や食料は避難者5,000人を見込み、3日分を市内5か所の倉庫に分散保管しています。

課題ですけれども、今回の能登半島地震の例を見ても、公助だけでは対応し切れない面が多々あり、自助・共助の充実を図っていくことが重要であると考えております。

次に、（3）の旭市防災行政用無線局管理運用規程及び運用細則に基づいた防災無線の運

用の在り方についてですけれども、防災行政無線は災害対策に係ることや行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置しているものです。発信する情報は、災害情報、人命その他の緊急事項に関すること、行政の普及・啓発、市民の協力を必要とする事項などとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、質問内容の1番、消防・防災力の強化について、令和6年旭市消防出初式についての課題を伺うについて回答いたします。

令和6年旭市消防出初式は、4年ぶりに屋外でコロナ禍以前と同規模で開催いたしました。開催方法としまして、出初式当日のリハーサルの廃止をはじめ、一斉放水や分列行進の披露を省略することにより、これらに係る事前訓練も省略でき、出初式に係る拘束時間の短縮を図ったところでございます。しかしながら、表彰式の際、体調不良者が現れるといった事案が発生したため、次第や時間配分等の検討をしていかなければならないと考えております。

今回の変更点も含めての検討、こちらが課題と捉えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、2、居住環境の充実についての（1）説明会開催の課題について回答いたします。

説明会では、都市計画見直しの素案の内容について説明させていただきました。都市計画区域の拡大や用途地域の指定、そちらに関しては目的や効果などを説明させていただき、参加者からは様々な質問や意見がございまして、説明会としては有益な話し合いができたのかなとは感じております。

ただし、説明会を開催するに当たりまして、広報あさひだけではなくSNS、そういったものを活用して周知を行ってまいりましたが、やはり参加人数が少なかったというのが課題であるかなと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課からは大きな項目の2の（2）都市計画区域の見直しに伴う都市計画税の考え方をご回答いたします。

都市計画税は、市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税

です。現在、都市計画区域の見直しと併せまして、課税区域等についても調査研究しているところ です。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは、大きな項目の3番、農業の振興についてお答えいたします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和6年度末までに地域農業の将来について、地域農業者や関係機関との話し合いにより、市内全域を各小学校区単位、15地区でそれぞれ策定するものです。

昨年の8月から、多面的機能支払交付金の活動組織や農事組合法人、地元農業委員が参集した農業者などに対して説明会を実施し、計画策定への理解とご協力をお願いしてまいりました。計画策定に係る協議の場は、各小学校区単位で行うことを検討しておりましたが、このたび滝郷、嚶鳴、鶴巻地区、いわゆる嚶鳴地域の説明会の中で、海上地域全体で、三つ合同で話し合いを行ってはどうかと農業者から意見が挙がったというところから、3小学校区単位の合同で協議の場というのを、1月19日に嚶鳴小学校で開催することといたしました、体育館になりますが。

当日の内容ですが、これまでの実施した説明会などでいただいた意見や、関係機関から提供いただいた情報を基に策定した地域計画の案について参加者へ説明し、地域計画案に対する質疑応答や意見交換を行いました。

成果につきましては、提案した計画案について大きく見直しをしてくれというような反対意見はなかったことから、計画の内容についておおむね了承していただいたのかなと思っています。これからも今後の話し合いを行っていくべき地域の課題を認識、共有できたことが成果の一つなのかなと。

課題としましては、当日、伊場議員も参加していただいたんですが、こちらが想定したほど参加者が集まることができなかつたと、これが課題だと感じています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、大きな項目4番の学校再編の課題についてでございます。

干潟地域の小学校再編につきましては、各小学校の地域検討会議での意見を踏まえ、現在

は代表者会議で改めて統合についての諮問に対し調査審議をしていただいておりますが、第2回目の会議で、統合の可否については全員賛成という結論になっております。今後は、統合の場所や統合の時期、学校名等を審議していただきますが、まずは統合校の位置が決定しないとその先に進みませんので、当面の課題としては、統合校の位置について最終的な合意形成を図ることであると思っております。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうからは、大きい5の障害者福祉の充実についての（1）と（2）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）第6期旭市障害福祉計画・第2期旭市障害児福祉計画の成果と課題についてということでお答えします。

本計画に掲げられた国の指針に基づきました目標については、おおむね目標値を達成しているものと考えております。また、成果の一例を挙げますと、令和4年7月からピアサポーターの派遣事業の開始により、利用者と同じ目線での相談・助言等の支援体制がより強化されたと考えております。

それと、評価の結果、課題としまして、地域生活移行者数につきましては目標値を下回っていることから、さらに検証を行い、次期計画におきましても国の指針にも盛り込まれている重要な事項でございますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）の第7期旭市障がい福祉計画・第3期旭市障がい児福祉計画の基本理念について市の見解はということでご質問いただきました。お答え申し上げます。

第4次旭市障害者計画を受け、前回計画と同様に「ともに生きるまち、あさひ」を基本理念に掲げており、障害のある人もない人もそれぞれの尊厳が保たれ、一人の旭市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合いながら安心して生活できる共生社会の実現を念頭に置いたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、6の互いに認め合う社会の形成についてです。回答させていただきます。

初めに、（1）第2次旭市男女共同参画計画の成果と課題についてです。

本市では、平成31年3月に第2次旭市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を展開してまいりました。コロナ禍で実施が難しい事業もあり、指標の目標達成は約6割にとどまりま

したが、育児休業取得率が向上するなど一定の成果が見られました。

課題といたしましては、第2次計画で指標に関する目標が達成されていない事業があったこと、また昨年度実施しました市民意識調査では、全体的に男女平等に関する意識について平成29年度に実施した結果とあまり変化がなく、男女共同参画という考え方や意識が浸透していないことと考えております。

続きまして、(2)第3次旭市男女共同参画計画の基本理念についてです。

男女共同参画社会を実現するためには、男女のどちらか一方が社会生活や家庭生活において過度な負担を強いられたり、優遇されたりする状況を改めることが重要と考え、第1次計画、第2次計画を引継ぎつつ、国や県の方針、理念を基に基本理念「互いを認め合い自分らしく活躍できるまち あさひ」を策定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） それでは、大きい項目の1番、消防・防災力の強化について再質問させていただきます。

課長、課題解決の方策、おありかと思います。お聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 課題であります自助・共助、こちらを進めるに当たりましては、避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進、また自主防災組織の育成等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） せんだって、海岸地区を対象に津波を想定した避難訓練、今回の一般質問でも話題になっております。610名の参加者があったというお話がありましたけれども、私、伊場哲也、個人的には非常に少ないのではないかなというふうに考えております。

私も、矢指地区、まずは避難タワー、乗りました。雨が降っていましたので滑りそうになりました、気をつけないとというふうに思いました。その後、矢指地区におかれましては、矢指小学校の体育館2階、これが避難場所になっております。そういったことで行ったんですけれども、大変だなというふうに思ったのです。高齢者の方が大息しながら、30分かかっただよというふうにして避難訓練に参加されました。頭が下がりました。それに加えて、一

番大切であろう子育て世帯のパパ、ママたちの避難訓練の参加者が非常に少なかったのではないかなというふうに思ったんです。

私、教え子に電話しました。もしもし、何やってんの。あ、先生、忙しかっただよって、寝ているって。娘も2人とも起きないんだもん。そうかそうか、いいよいいよ、ごめんごめんと。

さあ、そこで、津波避難訓練に対しての市民の関心を、やはり私は高める必要があるのではないかなと。いつやってくるか分からないじゃないですか。常に緊張感を持って、ましてや目的を持って避難訓練をやるよということで、市職員のスタッフの皆様、大がかりで皆さん、非常に首尾よく準備されたじゃないですか。残念ながら市民の関心が非常に少ないなど、低いなど、申し訳ないですけども。関心を高めるための方策をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 2月25日に行われた津波避難訓練、こちら本格的には4年ぶり、コロナの関係で4年ぶり、それからまた天候がちょっと優れなかったということがありますので、人数のほうが少ないということはあるかと思えます。

津波避難訓練についてですが、参加者を増やすように、これからはまずは周知方法ということがあるかと思えます。それから、訓練内容に工夫を加えて、より皆さんが参加したくなるような形に、今年の訓練を教訓としまして、来年度以降考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。

相当工夫はされていたと思うんですよ、市民の関心を高めるための方策。

課長、世界津波の日、いつかご存じですよ。分からないですか。津波防災の日、課長、ご存じではありませんか。11月5日なんですよ。これは東日本大震災で策定された法律なんです。きちんと明示されています。こういったパンフレットを事前に市民に配って興味関心を高めて、お休みのところ恐縮だけれども、津波避難訓練、津波を想定しての訓練、緊張感を持って市民の皆さん参加してくださいと市当局から願います。そういうことが大事なかなと思って今お伝えしたんです。

旭中央病院との連携は、課長、いかがになっていますでしょうか。災害拠点病院ですよ。よろしく願います。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 旭中央病院は、議員おっしゃるように災害の拠点病院ということになっております。必要に応じて敷地内に救護所を設けることとしております。

なお、旭市は旭中央病院の設置者でもありますので、通常時から災害時の連携について協議し、また訓練なども通じて、医療体制の確保について努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 先ほどの総務課長に対しての補足説明をさせていただきますけれども、時間の関係もありますので口早に行きますけれども、内閣府が発行している防災情報ページ、令和5年度広報誌「ぼうさい」という情報誌があります。DMN、ディザスター・マネジメント・ニュース、特にナンバー106、107、108号については、昨年、関東大震災100年でありましたよ。それについての膨大な貴重な記事が載っております。

例えば、館山市の北条小学校、9月1日始業式でした。新校舎落成式で、僅か2時間で新校舎が消滅してしまった等々の記事です。ですから、防災力の強化ということで本市でもうたっているわけです。リスクマネジメント27が総合戦略にしっかり記載されています。緊張感を持って、市民も、この議場にいらっしゃる全員が、やはり訓練でできないことは本番でもできませんから、AEDなんかは本番になると泡食っちゃって使えないんですよ。といったことを想定した、今後は、訓練充実させていただければなというふうに思います。

質問事項の2番目にいきます。

出初め式ですけども、4年ぶりということで、前日の5日ですけども、私、教え子が、テントを、天幕張りませんでした、当日。骨組みを組み立てていると、先生、俺消防士にな

ったんだよと、非常に誇らしげに話をしてくれました。あした頑張っなど、そういうことで、私も初めて、出初め式に招待していただきましたので、感謝の気持ちはいっぱいなんですけれども、けれどもですね。市民の生命と財産を守るための日夜の訓練、消防士の方ですとか団員ですとか、消火活動の尽力に感謝を申し上げると同時に、消防殉職者への黙禱ですとか、表彰者に対しての功労に対しての敬意、そのための賞状授与だと思いますので。

しかしながら、先ほどありましたように、休日、若者団員が、ボランティアで土曜日、中には朝方まで酒飲んでいて連中もいるんですね。しかしながら、ボランティアで一生懸命2時間立ちっ放し、若くて気力があってもぶっ倒れてしまいますよ。2人いたはずですよ、倒れた団員が。

やはりそういうことを考えると、式、出初め式で表彰式ではないですので、この時代にマッチした、若手消防団員が意気揚々とまでいかななくても嬉々として出初め式に参加できるようなアップデートをお願いしたいと、そんなふうに思います。

さて、消防長、4年ぶりの出初め式の成果について再度お伺いいたします。成果です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 出初め式を行うことによって、消防職員、消防団員の姿、各地区に配備されている消防車両を市民に見ていただくことで、市民へ市の消防力をPRでき、消防職員、消防団員の士気高揚につながったものと考えております。

また、4年ぶり、屋外での開催に当たり、出初め式当日のリハーサルの廃止をはじめ、一斉放水や分列行進の披露を省略することにより、これらに係る事前訓練も不要となり、出初め式に係る拘束時間の短縮を図ることができたものです。これにより団員の負担軽減につながったものとは考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 2点お伺いいたします、消防長。

出初め式の趣旨、一つ、来年度に向けての改善策。

いや、市長、笑ってないで、私は聞きたいから質問しているんですよ。申し訳ないですけども、消防長、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 出初め式において、旭市の消防力を市民にPRするとともに、消防功労者に対する表彰を行い、団員の士気高揚を図ります。

また、日頃から地域の防災リーダーとして熱心に活動されている消防団員の姿を披露することにより、市民に対する防火思想の普及、火災予防を目的として行っております。

改善点といたしましては、今回、体調不良者が出たことから、事前の健康チェック、健康管理、これをしっかりしていただくように周知、指導を行ってまいります。

また、式典の内容や時間の配分についても、消防団と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。

参加された団員にアンケートを取るなどして、次年度に向けての改善策、これいかがでしょうか、消防長。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 出初め式について、アンケートなどは現在行っておりません。

消防団は、団長の下、各役員が団員からの意見を集約する体制ができております。これまでも、寄せられた意見等を参考に、消防団運営に活かしてきたところでございます。このようなことから、アンケートなどを行う予定はございません。

現在、団員確保の観点からも、負担軽減の取り組みを行っておりますので、今後も団員の意見を集約、調整し、必要に応じ見直しを図ってまいります。しかしながら、火災等の災害現場で団員が安全に活動するためには訓練は必要であり、訓練不足は消防防災力の低下にもつながることになります。見直しを図りつつ、必要な行事、訓練は継続してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） アンケートを取る、取らない、決して余分な仕事をしてくださいということではなくて、やはり、参加する団員が納得いくような出初め式の在り方、これを、声を消防長にお伝えさせていただいたということでご理解ください。

（3）に移ります。防災無線の運用の在り方ですね。

これの再質問ですけれども、制約はいろいろあるかと思うんですけれども、どうも防災無線の放送内容はマンネリ化していると思われるところもありますし、こういった場合については、防災無線を積極的に活用すればと思われるところもあるので、さらなる有効利用を図るにはという視点で、総務課長、答弁いただけませんか。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） マンネリ化しているというようなことだと思うんですが、例えば、学校警察連絡委員会の帰宅と見守りを促す放送がございます。このような放送につきましては、ある意味、毎日同じ呼びかけをすることにより、行動を習慣づける意味もあるのではないかと考えています。

しかしながら、そのほかイベントの告知などにつきましては、より大勢の方々の参加を促すよう、工夫を重ねていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 総務課長あるいは消防長、この広報あさひ、昨日で、基本的にはこれ終わったという表記があるんですけれども、春の全国火災予防運動がございましたね。テーマ「火を消して 不安を消して つなぐ未来」3月1日金曜日から昨日7日木曜日まででした。これなんかは2月月末あたりに、「ピンポンポンポン。春の全国火災予防運動が実施されます。春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。就寝前や出かける前には、火の元を確かめましょう。ピンポンポンポン。消防本部予防課からお知らせです」なんて、これなんかはかなり有効ではないかと思えますけれども、総務課長、いかがですか。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今回の春の火災予防運動に関しましては、一応防災無線は流しております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 総務課長、大変失礼しました。

聞こえなかったですね。耳は決して悪いと思いませんけれども、分かりました。いずれにしても、有効である、効果ある防災無線をという意味からの提言、質問ということできせていただきました。

なぜかといいますと、この後の農水産課長あるいは都市整備課長に共通する内容だからな

んですね。ご理解ください。失礼しました。

防災無線は、機能しているか、非常にいい感じか、アンケートやパブリックコメントを取られたらいかがですか。

総務課長、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 市民の皆さんからのご意見というのは、不定期ながらもこちらに届いております。

現在のところ、アンケートやパブリックコメントを行う予定はありませんが、特に今、防災無線の更新を行っておりますので、それについての放送などは小まめにやっていきたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） もう4回終わったかと思えますけれども、うち防災無線、取替えまだなもので、よく聞こえないということは今判明しました。

それでは、2番の居住環境の充実について、再質問させていただきます。都市整備課長、よろしくお願いします。

課題解決の方策、非常に少なかったじゃないですか。防災無線、駄目ですか。課題解決の方策、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ご質問のとおり、説明会、大変少なかったでございます。説明会の参加人数の増加、これを図っていくことは常に課題と考えております。

また、説明会自体は、参加者の主体性に委ねられているため、なかなか難しいところではあるんですが、またライフスタイルがちょっと変わってきたりとか、今回都市計画だったんですけれども、都市計画にそもそも関心が少ないという傾向もやっぱりございまして、そういったことで、説明会に参加していただけない理由は様々あるかと思っております。

今後は、行政が今何を行っているのか、どういうことをやっているのかというのをまず知っていただくことから始めなければならないと思います。都市計画見直しをやっていますよと、そういったところからまず始めると。

説明会ということもありますけれども、説明会だけではなくて、SNSであるとか、その

他様々な方法を研究しまして、活用して説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 21日の日曜日の海上地区、25日干潟地区、28日飯岡地区、31日旭地区、全て4回私は参加させていただきました。併せて出前講座で勉強会も個人的に行っております。

しかしながら、やはり都市計画区域の拡大、課長、広報あさひに載せるのは1月15日なんですよね。やっぱり1週間前では人が集まらないぞと。傍聴席にいらっしゃるOBの方も共通認識、共通理解をいただいておりますけれども、したがって、趣旨、都市計画の見直しに伴い皆さんからの意見を反映し、よりよい計画とするため説明会を開催しますと、ましてや、今、課長からライフスタイルの変化であるならば、なおさら説明していかなければいけないというふうに私は思うのですけれども、そういったことで、周知の仕方に問題はなかったか、趣旨に基づいた説明会になったのか、意見を吸い上げることができたのか、この点については、大変申し訳ないですけれども、つぶさに反省していただき、まだ6年度、7年度、8年度にゴーですから2年間ありますので、その辺を今後の開催に向けての改善点ということで生かしていただければと、かように思いました。

防災無線を流すのは駄目ですよ。お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） まず、広報あさひ1月15日号から説明会開催までの期間が短かったということについて、我々も反省はしてございます。

1月1日号が、毎年記事が大量にあって埋もれてしまうという懸念もちょっとありまして1月15日号にしたこともございます。そのあたりは、反省している。1月の下旬に設定したこともあるんですけれども、反省しているところもございます。

防災無線については、適宜必要なことはやっていかなければならないと思います。やるタイミングとか、説明会を30分前にやって、来てくださる人が何人いるかといういろんな問題はございますが、やるタイミングであるとか、効果的なタイミングで、できれば実施は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） そうしますと、もう一度確認しますが、市民周知のために、防災行政無線や、あるいは区長にお願いする等々について、手段活用したらどうでしょうかということについて、質問は、課長、どのように答弁いただけますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 今、区長というお話が出ましたが、説明会に来てくださいというのももちろんあるんですが、区長会のみならず、市政に協力していただいている団体というのは市には結構ございます。そういった方々が集まる場に出向いてやっていくことが大事かなと考えてございます。

説明会という形で、来てくださいと、市のほうからお願いすることも大事なんですけど、既にある会に出向く、区長会以外に農業委員とかいろんな団体がございますので、そちらへ行って積極的に周知を図っていくことも、実際に有効的な活用かなと考えておりますので、以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 税務課長、お願いいたします。

課税、都市計画税、目的税であると、勉強した都市計画税とは一体何ぞやと。

道路や下水道など都市基盤整備に関わる都市計画事業等に要する費用に充てるために、市街化区域内の土地及び家屋の所有者に目的税として課税するものであると。これは平成22年以降、議長の飯嶋議長がずっと都市計画のことについて質問等々されていますね、前市長の答弁等も私、議事録を全てにわたって確認させていただいておりますけれども。

課税するかしないか。何かするかもしれないよといううわさといいますか。でも、先ほど検討しているとありました。進捗状況をお伺いできますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 先ほども申し上げましたが、都市計画区域の見直しと併せまして、都市計画税の他市の状況等につきましても調査研究しているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 税務課長、もうちょっとはっきりお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 税務課長、もう一度答弁をお願いします。

○税務課長（向後秀敬） 都市計画区域の見直しと併せまして、都市計画税の他市の状況等、これにつきましても調査研究しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 傍聴して下さっている方、マイクに近づけて答弁して下さるということをご理解いただき、私語を慎んでいただきたいと思っておりますけれども、すみません。

ということは、検討ということですから、今、都市計画事業をまだ進捗中だと思います。進めている最中、ということは、都市計画税については年間2億5,000万円ですか、税の公平、不公平で、旧旭市だけがかかっているという。これ廃止する予定なんていうのは全然ありませんか。お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 過去の市長答弁にもございましたが、都市計画区域の見直しを進めておりまして、都市計画税につきましても、今後の都市計画事業また財政面の計画等を含め、全体を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 全体を考えて、都市計画事業が区域を市全体に広げて、事業が展開されれば、当然目的税ですから、都市計画税をかけなければいけないというふうになるのですよね。

逆に、説明会では、都市計画事業は今現在、この説明会のときの段階ですけれども、考えていないので、都市計画税と区域の展開は全く別物であるという説明の中で、課税するということではないというふうに説明会では認識したんですけれども、それでよろしいですかね。今現在の段階でお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 伊場議員の今のその都市計画税の考え方ですけれども、区域を決めたらかけるではなくて、かけられるということでございます。

（「かけることができる」との声あり）

○税務課長（向後秀敬） はい。都市計画事業に対してかけることができるということござ

います。必ずしもかけるものではないということでございます。

今後の話でございますけれども、繰り返しになりますけれども、今後の都市計画事業また財政面の計画等も含めまして、全体的にやはり考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。税については、課せられる人間は、はああつということがありますので、これはこれで大変かというふうに考えております。ですので、質問をさせていただきました。

質問事項3番、農業の振興についてということで、再質問させていただきます。

課題についてのご答弁もいただきました。課長、成果についてはいかがでしたか。併せて課題解決の方策についても伺いたします。成果、課題解決、2点お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 成果につきましては、先ほどもご回答いたしました。もう一度、聞き漏らしたということであればお答えいたします。

成果につきましては、提案した計画案について大きく見直しを要するような反対意見はなかったことから、計画の内容についておおむね定まったこと、今後の話し合いを行っていくべき地域の課題を認識、共有できたことです。

それから、課題解決の方策ということでもよろしいですかね。

まず、当日人数が少なかったということで、周知の仕方が不十分だったのかなというところは考えているところでございます。あと、市ホームページ、広報のほか、海上地域の農家組合に対して参加の呼びかけを行ったものの、あまりそれが効果的ではなかったのかなと考えられます。

また、開催方法につきましても、嚶鳴小学校の体育館で今回開催させていただきました。その結果、参加された方が会場のあった嚶鳴地区の農家に偏っていたというところから、もともとの鶴巻、滝郷、嚶鳴のそれぞれの小学校区ごとでの開催のほうが人が集まりやすかったのかなと考えています。

解決策としましては、これまでの周知の方法に加え、区長回覧や地元農業委員の呼びかけによる周知を行うとともに、地元の集会所などを利用した小さい単位での話し合いを重ねていきたいと考えています。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 参加者が少なかったから駄目ということではないのですけれども、皆さん努力されて、全ての事業についても努力されてやっている割には、労多くして功少なし感が私は見受けて取れたので、次回何か開催するときには、防災無線1本入れるとまた違うのではないかなど。何か防災無線ばかりにこだわっているようですけれども、そういうふうにおっしゃる方がいらっしゃるものでということが一つ。それから、これ、地域計画を話し合おうとパンフレットあったじゃないですか。これは配られましたか。配られたかどうかお願いします。市民にとか。

（発言する人あり）

○5番（伊場哲也） うまく伝わらなければ、どのような形で市民に周知されたのかと、このパンフレットは使用されましたか。お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） パンフレットにつきましては、当日参加した農家に対して周知ということで、農家以外の市民に対しては、それもらっても何のこっちゃという話になってしまうので、それは農業者が取り組む、これから地域計画ということで、自分たちのこととして考えながら策定していく計画ですので、農業者のほうには配らせていただいております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） これもう4回目終わりましたね。

○議長（飯嶋正利） はい、4回です。

○5番（伊場哲也） 確認といたしますか、やはり、基幹産業という、私、農業のことについては本当に分からないので、自ら勉強しようということで、傍聴もさせていただいたということをご理解いただきたいと思いますし、今年度の県内の公立高校の入試問題、農業に関することが設問として出ているんです、課長。しまいには農業は消えてしまうだろうと。だから推進しなきゃしょうがないよということで、農業従事者が下がっていると。英語で書かせる、ダウンという問題が出ているんですね。

ですから、これらも見ると、どういうふうに時事問題を取り扱っているかということも分かりますので、基幹産業である農業の推進のためのこんなものも、一翼を担っているんだということをご理解いただければということで提示させていただきました。ありがとうございます。

次、学校再編計画の策定についてということで答弁いただきました。ありがとうございました。

ずっと言っていることですがけれども、代表者会議、過日行われました。合併の合意も形成されました。やむを得ずですよね。もろ手を挙げて大賛成ではありませんでしたよね、課長、教育長。

あの雰囲気といいますかね、今回は、古城小でいいのかどうか話題になりますよね。課題として残っていますけれども、その辺について課題をクリアしていくための市教育委員会としての考え、お聞かせ願いたいと思います。課題解決の方法。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の位置の合意形成を図るという課題につきましては、まず旭市学校再編基本方針、これは平成28年の旭市学校のあり方検討委員会、さらには令和元年に旭市学校再編計画策定委員会を設置して、5年の歳月をかけて、市民の代表者を含めて、官民協働で議論を重ねて策定したものでございます。

今後の代表者会議では、この基本方針での統合校の候補地となった経緯、これを改めて認識していただくとともに、より具体的な整備内容について丁寧な説明を行いまして、代表者会議の委員相互の深い議論の上で合意形成が図られるよう努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 一気に読ませていただきます。

新聞紙上で皆さんご存じかと思えますけれども、この時代において、流山市については、小学校2校開校する、中学校を新たに1校開校すると。教室は1.3倍だと。民間企業とも連携して壁一面にホワイトボードを設置、アバターを活用して、不登校児童も授業に参加、ICTの最先端技術と、何か羨ましいですね。

先ほど、今朝一番で宮澤議員のほうからありましたけれども、過疎地に指定されたと。何か暗くなってしまうとか内向きとか、何か夢を与えられるような、再編ができないものかということをお聞きされていると思えますけれども、ただ、やはり市当局として、あるいは行政並びに市教育委員会としては、これまで積み重ねてきた学校のあり方検討委員会、策定委員会等々を受けて、再編計画ができていますもので、それに沿って粛々と3校統合に向けてということかと思えますけれども、伊場哲也の勝手な政策提言、提案での質問ということになるかと思えますけれども、お聞きください。

私は、勝手に新しい3校統合校の名前も考えております。三つありますよ。旭市立、萬歳の歳、中和の和、古城の城、なくなってしまうと寂しいという声もありますので、三つ取って、千葉県旭市立歳和城小学校。受け入れられないかもしれません。

じゃ、旭市立大原幽学、干潟幽学小学校、これも駄目か。旭市立椿の海学園、これも駄目か。じゃ、歳和城エレメンタリー学園なんてのはどうかななんて勝手にね、要は何を言いたいかというと、やっぱり3校合併して、そこに通う児童が、親御さんが、やっぱりよかったなとわくわくどきどきするような、そういう学校再編にしていだけないものかなということ勝手に考えているんですよ。勝手にというか真剣に。

どうやったらよりよい3校統合が可能かなと。これはやっぱり、次の世代に夢を与え勇気づけると教育長も言われていますよね。「ず〜っと大好きなまち旭」。

大谷翔平選手はいい例かなと思いますよ。日本全国2万2,000校の小学校にグローブ3個、これが届きましたよ。

ということは、もしかしたら、3校合併すれば、日本全国で大谷翔平選手が、大スターが、日本国内の小学校にプレゼントした、一番、干潟の新しくできる小学校が、グローブあるよと、9ですよ、1チームできますよ。これはもしかしたら、日本で一番大谷翔平選手がプレゼントしてくれた、希望のグローブがある学校だよと。さあ、みんなで、ドジャーズスタジアムに行って歌を歌いましょうよ。テイク ミー アウト トゥ ザ ボール ゲーム テイク ミー アウト ウィズ ザ クラウド。実際に行って、あの臨場感とか、鳥肌が立つんですよ。そういう経験をすれば、干潟の3校合併について、何か世界に通用するような、グローバル化を図れるような小学校がこれからできるんじゃないかと、わくわくどきどき、伊場はしたんですね。

子どもたちが目をきらきら輝かせて、希望の登校、満足の下校と、平和小、玄関に貼ってありますよね。きらきら輝く目で登校し、いきいき学習はつらつ行動と、うきうきと充実した心で、満足感を持って下校する、そんな学校つくれませんかね。

いや、頑張ればつくれると思いますよ。私は勝手に、首長が教育長と国へ申し出るんです。交流教育を推進したいんだと、学校再編に伴って。学校再編特区、文部科学省に申請をして、現実的には相当物理的に無理があるんですけども。

令和7年度2学期からやるぞ。小学校1・2年生は萬歳小学校全員な。小学校1・2年生の先生方も萬歳小学校ね。3・4年生は中和小学校だよ。5・6年生古城小学校だよ。再編に伴っての事前準備ですよ。何だ、先生らの通勤手当どうするんだと、学年の指導体制どう

するんだと。すったもんだ起きるよ。

でも、先生たちはプロなんですよ。何でもこういうことをやるかということが分かれば、地域住民も協力してくれると思いますよ。スクールバスはないのにどうするんだ、あっちまで送っていくのかと、ぜひお願いしますよと。複式が解消できるじゃないですか。そして、いずれ3校合同になるんですよと、事前に試し運転と言っちゃ失礼だけれどもやってみましょうよと。

2学期になったら、今度は1・2年生は中和小学校、ローテーションすればいいじゃないですか。親は、人数が少なくてしょうがない、何とか複式回避したいと、複式授業なんてできませんからね。誰もこの辺経験した人間いませんよ、僕以外は。大変ですから、実際にやったら。

だから複式解消もできるし、お互いに切磋琢磨して行って、学年七、八人じゃと、だから一緒にやってみましょうと。一つの案ですけれどもね、無理だと思いますけれども、そういう、俗に言うフレキシブルな考え方も採用していけなくないなと。

これは市長にお伺いいたしますけれども、市長は、昨日もありました、市のトップですから、1万人以上の支援者がいらっしゃるんです、市長。自信を持って学校再編なり、給食はさておいて、一番大事な教育の中身の充実を図るという視点で、本当にトップセールスですよ、これ、教育界においての。果たしていただければなと。

東総文化会館大ホール15棟分の支援者がいらっしゃるんですよ。旭市好きじゃないですか。PDCA、P、D、ディシジョン、決断ですよ、市長。A、言うまでもなく、アクション、行動ですよ。昨日示されましたよ。豊かな旭を次世代へ、ストップ少子化大作戦、パワーアップ英語教育プロジェクト、言われているじゃないですか。チーム旭、オール旭、チーム市役所、皆さんのお力をお借りして、推進して、力強く、わくわくどきどきするような、だって、ず〜っと旭、何をするのも、ちょうどいいまち旭ですよ。しっかり、昨日もありましたけれども、広報あさひに書かれていますよ。ただ、これ私に言わせれば駄目ですよ。開けて、「このまちでずっと暮らそう」と。教育が書いていないじゃないですか。一番でかい丸は、紙おむつ購入券、月3,000円分ですよ。何でも教育とか、このまち、生活は衣食住ですよ、衣食住を旭市としてはこういうふう支援しているよと、仕事、就職、残念ながらというところがあると思うんですけれどもね、やっぱり教育だとか、仕事も、いい仕事先あるよみたいになると、相当食いついてくるなというふうに伊場哲也は勝手に考えたんですね。

そして、明日、市長、海上中学校卒業式行かれますよ。ぜひぜひ、92名卒業生の目を見て

くださいよ。壇上から祝辞を述べられますよね。子どもたちのきらきら輝く目を見ながら、バインダーじゃ駄目ですよ。目を見ながら、壇上から祝辞を述べてくださいよ。そうしますと子どもたちに気持ちが伝わります。できれば、卒業式に参加できない中学生もいるはずです。午後校長室で大目校長が卒業証書を渡します。その辺も見てくださいと、教育現場の問題というものがより鮮明に認識できると思います。

いずれにしても、明日、感動をぜひいただき、学校再編がスムーズにしていけるようにご尽力いただきたいなど、そんなふうに思います。

べらべらしゃべりましたけれども、市長の学校再編に対してのビジョン、ここでお聞かせ願えますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 人口減少、少子高齢化は、国全体の大きな課題となっております。

本市も重要課題として様々な施策に取り組んでいますが、人口の減少が続いており、市内各地域の人口の偏りも見られることから、児童・生徒数も学校によって大きな差が生じております。

このような中で、旭市の子どもたち全員が公平な教育を受けられる環境を整えることは、私たちにとって大きな使命だと考えております。

学校再編という大きな命題については、官民協働で策定した旭市学校再編基本方針を軸として、学校の再編を進めていきたいと考えております。

また、学校再編に当たっては、保護者や地域の方々に対して十分な説明を行い、合意形成を図るとともに、学校再編を契機に、地域の方々が学校運営に参画して、学校を支えていただき、持続可能で地域に根づいた新しい学校を、議員おっしゃるように、夢のある学校をつくっていくことが私の目指す学校づくりでございます。

また、この基本方針を礎として、刻々と変化する厳しい時代の中で、将来の旭市を担う子どもたちに、生きる力、郷土を愛する心を育める教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 声を大にして、決意ありがとうございます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

教育長、教育長のビジョン、小中一貫校義務教育、これを推進していきたいなんていう気持ちはございませんかね。一例として、大阪府の豊中市です。庄内さくら学園というのが、2023年、昨年の4月に、豊中市初の施設一体型小中一貫の義務教育学校、開校されています。すばらしい施設でありますし、参考になろうかと思えますけれども、旭市内において、そういうお考え、あるいはビジョンなり、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 伊場議員のほうから、様々な参考になるご意見をいただき、ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

義務教育学校というようなこともございましたが、実は旭市の学校再編基本方針の中にも、小中一貫教育に向けた検討を記載してございます。特に将来的に小中一貫校を考える学校として、（仮称）北統合中学校、もう一つ（仮称）東統合中学校ということで、これらが例として挙げているところでございます。

ただ、今回の再編でございますが、最大の課題は、児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡と捉えております。この課題を解決することが最優先となっております。

この小中一貫教育校につきましては、特に小学校の複式学級、中学校の単学級が心配されるような状況で、小学校と中学校を統合してしまいますと、義務教育学校あるいは小中一貫校を設置しても十分なメリットを得ることができません。ある程度の学級数を確保できた場合でないと十分なメリットができません、そのように認識をしております。

今回、この基本方針の中では、新設を検討する統合校についてはその観点も踏まえて、場所や施設内容を決定していくものと、このように捉えておりますので、そういった場合が生じた場合に、十分地域の方々と協議を重ねながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 懇切丁寧な説明ありがとうございました。よろしく願いいたします。

大きい質問5番、障害者福祉の充実についてということで再質問させていただきます。

課長、リーフレット、事業者に配布されたのかという点、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

（「（1）でございます」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 伊場哲也議員からの、リーフレットでございますが、ちょっと障害者差別解消法改正に伴うリーフレットということでよろしいですか。ありがとうございます。そちらのほうは事業者へ配布したかということでお答えいたします。

今のところ、市としまして、内閣府が作成しましたこの冊子になっているリーフレットでございますが、そちらの配布は行っておりませんが、広報あさひ、それとホームページのほうへ掲載しまして、こちらの制度の周知を図っているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ホームページを見ない人が多々いらっしゃるので、障害者差別解消法というのが4月1日からスタートしますので、その点、合理的配慮の提供が義務化されるということを、もしかしたら事業者の方はご存じかと思えますけれども、この間ちょっとお話しさせていただいた中で、市役所課内においても、十分な情報共有がされていなかったということがありましたので、今ご確認させていただきました。

それでは、時間の関係もございますので先に進ませていただきますけれども、旭市における、（1）です。計画実現に向けてです。

理念を推進する上で何が大切か、実現するための具体的な方策を、課長、お答えいただきたいと思います。（2）です。令和6年度から新たにスタートする第7期、第3期についてです。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 旭市における計画実現に向けまして、理念のほうを推進する上で何が大切か、実現するための具体的な方策ということでお答えさせていただきます。

本計画につきましては、障害者計画の実現に向けた実施計画としての性格を有しております。したがって、本計画にある事業一つ一つを着実に推進していくことによって、理念の実現につなげていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） あっさりと回答いただきました。

課長、ノーマライゼーションとリハビリテーションをうたっていますね。新しい計画のそ

の二つの整合性、お願いします。理念だから大事なんですよ、ここね。数字だけ聞くだけではなくて。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ノーマライゼーションとリハビリテーションとの整合性ということでございます。

あらゆる人が共に暮らしていける社会こそ正常な社会であるとしておりますノーマライゼーション、それから、障害のある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を営めるよう社会全体の改善を進めていくというリハビリテーションの二つは、こちら計画の基本理念の「ともに生きるまち、あさひ」の実現に向けての核となる考え方でございます。どちらも基本のともに生きるまち、あさひを支える重要なものであると考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 最後4点目の質問ですけれども、地域生活支援事業というのは、課長、ございますね。これは必須事業ですね。具体的にどのようなことを事業として計画をしているのか、予定しているのかお聞かせ願えますでしょうか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 本計画におきまして、地域生活支援事業の中でも、こちらで特に力を入れようとしていることではございますが、相談支援事業につきましてはとりわけ重要な事業と考えております。

障害のある方が住み慣れた地域で安心した暮らしができますよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの支援に円滑につなぐためにも、より一層のこちらの相談支援事業につきまして推進を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。よく理解させていただきました。

質問の6、施策14の互いに認め合う社会の形成について、（1）の再質問をさせていただきます。

成果と課題、答弁いただきました。出た課題について、どのように今年の3月からの新し

い3次計画に結びつけていくのか、これも大事ですよ、P D C Aのサイクル。課長、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 第3次旭市男女共同参画計画の策定に当たり、先ほど申し上げた課題の改善に向けて、三つの基本目標と八つの主要課題を設定した上で、市としてどのように施策を進めるべきか、施策の方向性について、市の担当職員による専門部会と協議をしながら、事業内容の精査をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 後でまた勉強します。

課長、（2）の再質問よろしいですか。

第3次旭市男女共同参画計画の基本理念、これは参画計画の根底に流れるもの、これも大事じゃないですか。でも基本理念、今回変わっていますよね。基本理念が変わった理由、根拠を教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 第3次計画では、男女共同参画社会基本法第3条から第7条を基本理念の根拠として、第2次計画の基本理念「男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会の形成」を引継ぎつつ、文言としてより分かりやすくまとめたものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問をさせていただきます。

しかしながら、課長、3ページの計画の概要の基本理念には「互いを認め合い 自分らしく活躍できるまち あさひ」と、何かキャッチコピーが変わっていますよ。この点についてはどうなんですか。あわせて、これでもう時間がないので終わりにしますが、4回目の質問と受け取ってよろしいです。

この基本理念と、難しいんですよ。だって、アンコンシャス・バイアスと、この間話をしたじゃないですか。うち、親が単身赴任しているのと言ったら、恐らく皆さん、ここにいら

っしやる方、パパというふうにお思いになられるかもしれませんよね。お父さんかと。そうじゃないんだよという、その社会形成も目指されているじゃないですか、理念の中で。

課長、よろしいですね。難しいかもしれませんが、専門で施策を推進されているわけですから、ご答弁願いたいことは、その基本理念と、本当にSDGsなんです、やっぱり今の動きは。その辺との整合性とか、理念とのその関係、雑駁でいいですからご説明いただければと思いますよ。3番、4番一緒に結構です。申し訳ございません。ご理解いただけない方もいらっしゃるかと思いますけれども、私は一般質問で通告をさせていただいておりますので、そういう観点から、課長に答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 第3次計画で具体的な方策、理念変わっていますよというところでした。

第3次計画では、三つの基本目標及び八つの主要課題に伴い、74の事業を設定し、毎年度進捗状況を確認しながら、指標の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

第3次で基本理念が、文言ちょっと変わったというのは、一般的に分かりやすく捉えていただけるような文言ということで考えたつもりではあります。その中に自分らしくという言葉が入っていると思います。

（発言する人あり）

○市民生活課長（江波戸政和） アンコンシャス・バイアスという言葉も先ほどありましたけれども、障害のある人もない人も、性別、年齢に関係なく、全ての人が自分らしく、周りの目を気にせずやりたいことが選択でき、自分の気持ちに素直に生きられるように、そういうまちづくり、そういうまちになるよという思いで、ちょっと文言を整理しているところでもあります。

また、SDGsとの関係ですけれども、旭市総合戦略ではSDGsの理念を取り入れておりまして、全施策にSDGsにおける17のゴールを関連づけております。第3次計画の基本理念では、5のジェンダー平等を実現しようを目標とし、施策体系ごとにSDGsのゴールを関連づけております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。5ということで指定されましたけれども、あ

ながちそれだけではなくて、8、10、11、16、これも関連目標と合致しているものもごさいます。ありがとうございました。

いつもいつもそうなんですけれども、足早で、私の質問の意図が十分伝わらなかったところもあろうかと思えますけれども、これまで、自分自身が市の施策に対して、おやっと思うようなところを一般質問という形でさせていただいた次第です。

長くなりましたけれども、ご理解いただき、この質問が、やはり市民がこれどうなっているんだと言ったことです。分からないんだけども教えてくれよといったら、自分が勉強しなければ教えられないじゃないですか。ということで、提言も含めまして、一般質問をさせていただきましてということで、ありがとうございました。

今後はさらに磨きをかけて、旭市の市民のために、その疑問に答えたりだとか、あるいはこういうふうに、執行部の皆様方に、やはり市長、副市長、そして教育長、トップの皆様方をはじめ各課長の皆様方が、目線は市民のほうを向いて、かじ取りをしていただけることを切にお願いいたしまして、大トリを務めさせていただきました伊場哲也の一般質問、令和6年3月議会、予算議会、第1回定例会の一般質問を終わらせていただきます。

途中、失礼なこともありましたけれども、答えているのに何だと、また言わせるのかと、農水産課長にも声を大にして、怒られはしませんけれども、再度答弁をいただきましたことをお許しいたいただき、また今後ともよろしく願います。誠にありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

ここで午後4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 0分

再開 午後 4時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第32号、財産の処分についての1議案であります。

ここで、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 林 晴道 登壇)

○議会運営委員長(林 晴道) 大変お疲れさまでございます。

それでは、追加議案の提出に伴う議事日程について申し上げます。

お手元に配付してございます令和6年旭市議会第1回定例会議事日程(その2)、本日3月8日金曜日。この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については、行政改革推進課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上、追加日程について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(飯嶋正利) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第32号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(飯嶋正利) 追加日程第1、議案上程。

議案第32号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(飯嶋正利) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第32号は、財産の処分についてでありまして、旧神西住宅跡地の売却に関し、落札者と仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（飯嶋正利） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第32号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 榎澤 茂 登壇）

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 議案第32号、財産の処分について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の裏面と参考資料をご覧ください。タブレットは2ページ、3ページとなります。

今回処分する財産は、旧神西住宅跡地の土地で、所在地は旭市鎌数字川西一番10951番1ほか2筆で、面積は合わせて7,085.46平方メートルであります。

処分方法は、公有財産売却システム、いわゆる官公庁オークションを利用した一般競争入札による売却となります。

入札の経過を申し上げます。令和6年1月17日に入札の公告を行い、2月5日まで入札参加申込受付を行いました。その後、入札期間を2月19日から2月26日までとし、2月26日に開札した結果、落札者は辻慎司、落札額は8,901万円でありました。

なお、入札件数は3件、予定価格は6,900万円、仮契約締結日は3月4日であります。

資料といたしまして、入札結果と位置図を添付してございます。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第32号について、質疑はありませんか。

井田議員の発言を許可いたします。

井田議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、第32号議案につきまして、3点ほど質疑させていただきます。

今回の敷地、7,085.46平米、これについて小数点まで出ているということは、確定測量まで終わっているということでしょうか。

2点目、予定価格6,900万円、坪に直すと2,147坪で、坪当たり3万2,000円、これの積算根拠を伺います。

3点目、辻さんという個人の方が落札されておりますが、これの入札要件があれば、それも教えていただきたいと思えます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 3点ご質問がありましたので、順次お答えいたします。

1点目、測量は終わっているのかということで、これは終わっております。

2点目、積算根拠でございますが、これにつきましては不動産鑑定を行っておりまして、これを基に予定価格を設定させていただいております。

3点目で入札要件でございますが、この官公庁オークションにつきましては、インターネットで入札のほうを執行しておりまして、いわゆる市内ですとか、県内ですとか、そういった縛りはありませんので、個人でも会社でもどなたでも入札のほうに参加ができるようになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再質疑させていただきます。

これは旧神西住宅跡地ということで、整地もされており、多分水道も入っていると思われ
ますが、だいたいこの辺の相場で分譲すると、多分坪8万円か10万円くらいで売買される場
所だと思うんですが、この坪3万2,000円はちょっと安く見過ぎではないかという点と、入
札に参加した業者のほか2者と、ほか2者の金額が分かれば教えていただきたいと思いま
す。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 相場がちょっと安いのではないかなというお話でございま
した。先ほど不動産鑑定を行ったというところでございますが、旧神西住宅跡地につきまし
ては、一応水道管が入っておりました。ただ、市営住宅ということで、水道管の規模とい
いますか、そういったものが、小さい口径等でございますので、新たに宅地開発を行おうと
すると、現状その水道管の撤去というものが必要になろうかと思えます。そういった理由から、
標準の価格というものよりは若干減額要素というものがございまして、不動産鑑定価格を参
考にさせていただいたものでございます。

3者応札があったということで、ほか2者ということでございます。

少々お待ちください。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時28分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 大変失礼いたしました。

落札者の金額以外の金額でございますが、8,518万円と7,580万円となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 参加者氏名までは教えられないということでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 個人情報に関係がありまして、名前のほうはちょっと控えさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑を終わります。

質疑はほかにありませんか。

戸村ひとみ議員の発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） まず最初に、市長のほうから提案理由がございましたが、最後の一文、「詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので」とあるんですけども、「ご賛同賜りますようお願い申し上げます」と。議案として提案された場合は、私たちは、ちょっと聞いてみたいからお答えしてねというのではないんです、本会議場では。質疑になりますので、疑義をただしますので、聞いてみたいわけではないんです。疑義をただしたいので、この質問という言葉は不的確でございます。最後の一文は蛇足でございます。ご賛同賜りますようというのは、質疑に対してのきちんとした答弁が返ってきて、我々議員が判断することですので、この文章は、私は提案理由の中の文章にはそぐわないと思います。それをちょっとご指摘したいと思います。

質疑に入ります。

前者のほうから、個人の方の入札ということでの参加要件というのがあったのか、なかったのかということとか、価格のことがございました。では、私のほうからは、市はこの土地をどのように開発してほしいと思っていたのか、あるいは思っているのか。今ちょうど都市計画云々かんぬんという話が出ております。やっぱり町全体として、特に市の持ち物であったわけですから、今も仮契約ですから現在もまだ市のものだと思いますけれども、そういった中で、市はこの土地をどのように開発したい、あるいはしてほしいと思っているのかということをお願いします。

それと、このこんな大きい土地ですけども、開発許可というのは個人でもできるものですか。

あと、この土地は現実的には仮契約を結んだ方は日本人でいらっしゃると思うんですけども、このお名前からして。外国人でも買えますか。

あと、井田議員のほうから、ほかの2者の方の落札金額が分かりましたけれども、この2者の方は個人なのか法人なのか、会社なのか、その形態をお願いします。それと、会社でし

たら、その業種ですね。お願いします。

それと、あと先ほど井田議員のほうからもございましたけれども、価格的にかなり安いのではないかという、坪単価が。という話がやっぱりあります。予定価格としては坪3万2,000円、そここのところを坪で4万1,450円、でもだいたいには相場的にその辺が、坪8万円するのではないかという話がございましたけれども、これ個人の方にしても会社にしても、ちょっと考えようによっては、安く購入してちょっとだけ乗せて転売するということもできるわけですよ。そのときに、こういう土地転がしと昔言われてましたけれども、その可能性を排除しなければいけないと思うんです。契約自体に買戻特約、これはつけていますか。仮契約の中でつけていますか、本契約でつけるつもりですか。これは解除権を留保するためです。

ここの土地は、先ほど水道管が、口径が小さいものということなんですか。それのみが、要するにここの土地の評価を下げる要因ですか。ほかに造成とか必要な土地ですか。つまり、坪単価が、整合性が取れているものかどうかというのを聞きたいんです。

ちょっと前後しますけれども、計画的なまちづくりというののために、市が保有していた土地ですから、それを生かしていかなければいけないと思うんですけれども、これ計画的なまちの開発との整合性、土地計画との整合性を教えてください。

都市計画がかかっているのかな、用途地域かどうか。そここのところもお願いします。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時36分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 大変失礼いたしました。

質疑のほうが多岐にわたっておりますので、ちょっと漏れておりましたら、すみません、ご指摘いただければと思います。

まず、この土地の活用方法ということですが、これは市のほうは売却いたしますの

で、売却の相手方にそれは委ねられることとなろうかと思えます。ただ、この地域は用途地域に入っておりまして、第1種住居地域でございますので、建築される建物に関しては、当然制限がかかっております。

それから、開発許可については、個人でも会社でもオーケーですかというお話ですが、これは個人でも当然オーケーにはなりますけれども、会社であればそれなりの資格も必要ですし、設計等においても資格が必要になるかと思えます。

3点目、外国人でも買えるのかということでございますが、入札の条件としては、18歳以上で日本国内に住所を有していることが必要になります。ですので、外国人の方でも住所を有していれば可能ではあるんですが、この入札のインターネット公売のガイドラインで日本語を完全に理解していただける方という表記は一応してございます。

それから、入札があったほか2者は会社か個人かということですが、個人でございます。

坪単価が安いのではないかというお話がございました。先ほど井田議員のご質疑にもご回答させていただいたんですが、この土地の物件については古い水道管の撤去を一応条件としております。開発に際して、やはりその古い水道管の撤去が必要になるということで、そちらのほうを条件としておりますので、土地の鑑定ですが、その価格を設定するに当たって減額の要素があるというところで、この金額にさせていただいているものでございます。

それから、買戻特約をつけているかということでございますが、買戻特約はございません。

あと、水道管以外にというところでの価格を下げる要素ということでございますが、再度その水道管を撤去して宅地開発をするということでございますので、当然、造成等を想定しておりますので、その辺が造成費用等がかかるだろうというところも加味してございます。

あと、不足分について都市整備課長のほうからご回答申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 先ほど都市計画の中での用途地域についてのどうなっているんだとご質疑ございましたので、そのあたりについて回答いたします。

まず、先ほどありましたように、第1種住居地域でございます。第1種住居地域ですと、結構なもの是可以するんですが、できないものが何個かありますので、そちらについてご回答いたします。

まず、3,000平方メートル以上の店舗、事業所、そちらはできません。それと、あと遊技施設であるとか、風俗施設、それと工場なんかは基本的にできないものになっております。それ以外のもの、住宅はもちろんなんですが、公共施設とかそういったものができる位置づ

けになっております。

それとあと開発行為のご質疑がございました。開発行為自体は個人でも申請は可能です。ただ、設計者として有資格、1級建築士であるとか、そういったものが必要になります。個人で開発行為できるんですが、その後の分譲売買とかする場合は宅建業の資格がまた必要になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

1種住居ということで、市がこの土地をどのように開発してほしいと思っているのかというところで、別に買う人の勝手ですみたいな答弁があったんですけども、1種住居で法律のほうで網がかかっているから良好な住宅が建てられるというふうに、私のほうでも思います。というか、思いたいというか……。

ただ、先ほども言いましたように、一つだけ懸念があるわけですよ。坪1万円、この価格に、4万1,450円で手に入れた方が、そういう悪意はないとは思いますが、これがこの方にかかわらず、坪に1万円乗せて転売ただけで、この購入者には2,000万円が手に入るんですよ。ですから、こここのところで買戻特約とかつけるべきではないかなと私は思うわけです。そういう転売を何年以内しないこととか、そういうね。じゃないと、市民の税金で保有していた、血税で保有していた土地が1者の悪意のある、この方が悪意があるとは言っていないですよ。悪意のある方に利用されて、その人の利益のために転売されるのではないかという懸念があるのではないかということを、私は申し上げているんです。

では、古い水道管撤去、これ幾らかかると見積もってこの価格にしていますか。もう一つ、造成が必要とおっしゃったんですけども、それも幾らかかるからこの坪単価にしましたか。想定していると思います。じゃないと、単に古い水道管を撤去しなければいけないからねとか、造成にもお金かかるよねで、もう計算もしないでこの坪単価が出ているとはちょっと思えないので、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 坪単価積算に際しましての減額の積算はどうしたかというご質疑だと思いますが、こちらについては市のほうで不動産鑑定をお願いしております。その鑑定者の方が、こういった開発が必要であろう、それから水道管の撤去が必要であるとい

うところの条件を出した中で積算をしていただいております。

この鑑定の内容については、もちろんこれは鑑定業務を委託契約している中で、その鑑定の内容については公表しないということで契約をしておりますので、その内容について、すみません、こちらでお答えすることはできません。

市で積算したわけではなくて、あくまでも不動産鑑定の方にお問い合わせをした案件でございますので、その内容について金額が幾らだとかというところで、申し訳ございませんが、そちらは、すみません、ご回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど2者の方、個人か法人かということで、私、個人ということでお答えさせていただきましたが、すみません、訂正させていただきます。2者は法人です。法人の方になります。そこはすみません、訂正させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） では、この予定価格の坪3万2,000円が的確だったのかどうか、私たちはどうやって判断したらいいですか。不動産鑑定の内容も知らせてもらえない。そんなので、どうやりますか。評価額から計算して、それにプラスなんだかマイナスなんだか、それをどういう要因でプラスにしたか、マイナスにしたかというのを全部知らせてもらわないと、この予定価格が分からないじゃないですか、妥当かどうかというのが。どう考えたらいいのか、ちょっとよく分かりません。何で不動産鑑定の中身を議会で提示ができないのかというのが分からないです。

では、正確な数字まで教えてもらわなくていいですけども、古い水道管撤去、幾らかかりますか。2,147坪で、どれぐらい水道管の長さがあるのか分からないですけども、あと、そのほか造成が必要な金額、幾らだと市のほうで思われますか。不動産鑑定の中身をもうご存じでしょうから、金額を教えてください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） すみません、先ほど来申し上げますが、その予定価格は、先ほど来申し上げますとおり、不動産鑑定価格ということで参考です。これは、不動産鑑定士との契約上の関係です。この周囲の不動産取引の状況、それから鑑定士が調査を行って分析した情報が含まれておりますので、公開することによって、その鑑定士の利益を害するおそれがあるということで、その鑑定の詳細の内容は申し上げることができない、こういうことになっております。

では、その評価額というところでございますが、本件について予算編成時は固定資産評価額を参考に予算編成をさせていただきました。このときは平米1万3,900円ですので、坪単価にしますと4万5,870円、これがその予算編成時のときの見積もった価格でした。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(榎澤 茂) これは固定資産評価額になります。落札の実績でいきますと、坪単価にしますと4万1,454円ということになります。予定価格にしますと、これは割り返しますから、平米当たり9,740円ですので、坪単価にしますと3万2,142円という形になっております。

では、その水道管を撤去するのに幾らかかるのかというところでございますが、これは購入された方が、当然そこは見積もられると思います。そこは、民間と民間同士の業者間で決められる価格なのかなど。ですので、そこについて市で幾らですよというところで提示したこともございませんし、その入札の案件で撤去のほうは要件にさせていただいておりますけれども、金額を幾らでというところで提示したことはございません。

○議長(飯嶋正利) 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◎会議時間の延長

○議長(飯嶋正利) ここでおはかりいたします。本日の会議は、会議の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長(飯嶋正利) 引き続き質疑に入ります。

ほかに質疑はありませんか。

松木源太郎議員の発言を許可いたします。

松木源太郎議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 私は、この議案が1月17日から2月5日まで最初の官公庁オークションに出ていたときから関心を持っておりました。

神西の住宅が1戸だけがずっと残っていて、それが撤去されて、これからどうなるんだろうということに関心を持っていたらばこのことが分かったのですが、2月5日までには落札できなくて、その後、2月19日から26日までの締切りの間に今回の落札になったわけであり、そういうことに関心を持っていたので、議案が出るということを事前にどうなっているんだということを聞きたかったわけですが、これで今回分かりましたので、何点かご質疑申し上げたいと思います。

一つは、先ほど戸村議員もおっしゃっていましたが、貴重な市有財産です。旧旭市でも最初の頃にできた市営住宅で、長い間入居者がいるので撤去できなかったところであり、ますけれども、これについては、やはり自治体として何らかの活用方法を考えるべきではないかと、私はいつも思っていました。ただし、今回、こういう形で出てきましたので、2点だけ聞きたいと思います。

この落札者がどういう事業に使うかということについて、制限がなぜ設けられなかったのか。先ほども申し上げましたように、転売されたらば1,000万円単位のもうけが出てくる可能性もあるわけですね。そういうのをそのまま落札にしてしまったということ。これは今からでも、やはり条件をつける形のものに変えるべきです。つまり、7,000平米ですよ。すごく広いところで宅造されるだろうと思ったけれども、実は都市整備課長がおっしゃるに、条件があるから、それでできないものはあるだろうけれども、意に反して例えば近くの方の日照権が侵害されるだとか、そういうようなことも出てくる可能性があるわけですよ。普通の住宅地ができるんだしたらそれはいいけれども、それは分からないでしょう。保証できますか、市として。だから、十分な条件をつけた売り方しかできないと思うんです。

次は、今、古い市営住宅でそろそろいろいろと更地になりそうなところが、双葉団地とか西野団地とかを抱えているわけです。双葉団地は少し狭いですがけれども、西野団地なんかはすごく広いですよ。そういうようなところについて、これをどうするんだということをもっと庁内でもって議論して、公有地をどうするんだ、こういうことを議論しないでもって、売ればよいということを私はおかしいと思うんですけれども、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） まず、2点目のほうのご質疑でございます。市営住宅の古いものについての今後の活用というところでございますが、当然庁内でも、役所の組織の間でも、それは協議は行っております。市として、今後の活用の方法があるのかどうか、そういったところを協議した中で、それは進めていくということになろうかと思えます。

旧神西住宅につきましては、昭和42年の建築ですし、だいぶ老朽化が進んでいて、1棟ごと壊していったような経過がありますけれども、そういう中で最後の1棟がなくなった中で、これについては、1棟なくなる前段階からだと思いますが、公共施設の総合管理計画を定めていく中で、活用していくものは活用していこう、それから、やはり地理的な部分ですとか場所ですとか、そういったものを考慮したときに、市として何か活用の見込みがないと、そういった土地に関しては、ずっと抱えていくとそれなりに維持費もかかりますので、そこについては処分をさせていただくという方向で、内部で協議をしているところでございます。

それから、なぜ事業に関して制限が設けられなかったのかというところでございますが、第1種住居地域という網がかかっているというところで、市としても住宅として開発してもらうのが一番いいんだろうなというふうには考えておりますが、公売の中で、申し訳ありません、そういった条件がつけられなかったのは反省しなければいけない点かなと思えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 仮に、契約上どうなっているか分かりませんが、議会で否決されて売らなかった場合には、どういうペナルティがあるんですか。そういう契約はないようになっていますか。つまり、議会の議決が前提、当然資産の場合は前提になっているんですけれども、それははっきりと契約上どういうふうになっていますか。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） この契約に関しては、仮契約の際にも、それから入札する際にも議会の議決の可決が必要ですというところに入札のほうを開始しております。

もしこれが議会の可決が得られなかった場合にはどうなるのかということでございますが、これは当然契約が無効になりますので、ペナルティということでは何かあるかということ、特にペナルティがあるわけではありませんが、業者に対して今まで入札保証金ですとか、契約保

証金等を入金していただいているのをそのまま返還するというような形になろうかと思えます。特に何か、ペナルティがその契約書にうたってあるかという、そういうものはございません。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今の状況は分かりましたけれども、しかしあまりにも安易に売却の方向に走っていますよ。ですから、じっくり議会にも相談して、本当にここを売っていいのかどうかという広い意見を聞くことが必要ですよ。だから、私は採決に臨んでは反対せざるを得ないですね。

そういうような状態で持っていく市政の進め方が、どうも私にはしっくりこないんです。だから、そののちを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁は結構ですか。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

伊場哲也議員の発言を許可いたします。

伊場哲也議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） それでは、議案第32号、財産の処分について議会の議決を求める、この点について5点質疑させていただきます。

1点目でございますけれども、この旧神西住宅跡地という名称なんですが、まず1点目、ちょうど1年前のこの3月議会だったというふうに記憶しているのですが、予算書をお持ちでないかもしれませんが、私はこれを準備する都合上、こういうふうに記載してあります。お読みしますので、ご理解いただければと思いますけれども、予算書33ページの16款2項1目1節、説明欄1の土地売却収入1億506万9,000円と予算計上した土地でよろしいのかお伺いいたします。1点目です。

2点目、一般競争入札による売買、官公庁オークションインターネット公売での入札というご説明がありました。そして、それぞれ3者の入札額についてもご答弁いただき、了解いたしました。

法人2者というご答弁もありましたけれども、なぜ入札した業者を公表できないのかと。個人情報保護条例ですか。法的根拠、個人情報保護条例第何条何項等々に従って公表はでき

ませんと、法的根拠をお伺いいたします。

3点目、行政改革、限られた市のお金ですから、行政改革は非常に大事だということを行行政改革推進課長の過去の議会での答弁で、私はそのように認識しているのですが、不動産鑑定士は土地の条件を整理した上で不動産鑑定は取る予定だにご答弁されております。具体的にどのように土地の条件を市として整理したのか、土地の条件を具体的にどのように整理したのかお伺いいたします。

4点目でございますけれども、不動産鑑定士、記憶にありますけれども、ちょっと曖昧なもので、お尋ねいたします。どこの不動産鑑定士に依頼をしたのか。以前は佐倉市のほうとかとおっしゃって、八街市のほうとかおっしゃっていたと思うんですけれども、不動産鑑定士はどこに依頼したのか4点目としてお伺いいたします。

5点目でございますけれども、榎澤課長、5点目ですけれども、予算の見積計上は、平成26年に、隣接していた土地売却を参考に、ちょうど1年前の予算議会で1億506万9,000円という見積りを、予算書見ていただければ分かるかと思えますよ、されていたんですね。ところが、今回は8,901万円ですか。1,600万円ほど安かった。つまり、不動産売払収入としては24.7%減になってしまったというような説明がございました。今話題になっておりますけれども、1,600万円ほど安かった点についてどうお考えなのか質疑いたします。

以上5点、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） まず、今年予算のときの科目ですけれども、土地の売払収入というところで計上したところで間違いございません。

（「幾ら」の声あり）

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 1億506万9,000円。

ただ、すみません、そのときにちょっと回答が不足していたのかもしれませんが、この旧神西住宅跡地のほかにも幾つか小さい土地の払下げの部分も予定していたところがありますので、当初予算のときに、この物件で想定していたのは9,635万5,000円ほどになります。1億506万9,000円の中の旧神西住宅分としての売却で、当初予算で計上していたのは9,635万4,800円でございます。

それから、法人2者を公開できない法的根拠でございますが、こちらは情報公開条例第12条第2号、第3号により、個人または法人の利益を害するおそれがあるため公表を控えさせ

ていただいております。

3点目です。土地の条件をどのように整理したかということですが、先ほど来言っていますが、測量して、それから水道管等の撤去の話もございまして、それから不動産鑑定を行った上で売却に、入札に向かうというところで整理をさせていただいたところがございます。

どこの鑑定士ということでございます。株式会社総武不動産鑑定でございます。株式会社総武不動産鑑定、住所は千葉市中央区になります。

昨年のこの議会のときに、その1億円の多分算出の根拠として、平成26年のときに、隣接していたその土地を売却した経緯がありまして、それを参考にというところで予算計上していたところがございますが、下がってしまった理由というのは、先ほど来ご説明してはいますが、売却する土地の中に減額要因がちょっと存在していたと。その平成26年のときの売却については、さほど大きな土地でもございませぬ。小さい面積のところですので、その減額の要因がなかったというところで、その辺の差なのかなというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 2回目の質疑をそれぞれさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、当初の売却予定の面積は6,900平方メートルでしたか。私は坪数で質問したところ、前木内議長が、坪で聞いているんだからと、2,090坪というふうにおおよその坪数でお答えいただいたんですけれども、それでよろしいかということです。

なぜかといいますと、今回の所在地は字川西一番10951番のほか、10951番6と10952番、この2筆の土地も含めての売却だというふうに私は捉えたんですけれども、そうしますと、質疑しなければいけないのは、その2筆の土地の面積は、恐らく90平方メートル弱ぐらいではないかと推測するのですけれども、何平米ですか、質疑いたします。

それから、執行されたのが（2）のネットオークションの関係なんですけれども、執行日が示されていますよね。令和6年2月26日、ほんの数日前。だから、今回追加ということで議案上程されたということ。事前に間に合わなかったというふうに理解してよろしいか、質疑です。

（3）の不動産鑑定士に関する件ですけれども、再質疑です。土地物件調査、先ほどの土地の条件の整理との関係もあろうかと思っておりますけれども、どのように土地物件調査について行われたのか。なぜかといいますと、以前そういうふうに答弁されているんですね、行政改革推進課長が。土地物件調査を行っていく、そういう予定で売却を考えていると、そういう

答弁がありましたので、その議事録に沿って私は質疑させていただいているんです。

(4) 不動産鑑定士、鑑定依頼料というのは、総武不動産、お幾らお支払いになられたのかということです。なられる予定なのかということですね。1,000万円ぐらい、分かりませんが、鑑定依頼料は幾らお支払いになりましたか、なりますか。

最後、5点目でございますけれども、当たっているかどうか、ですから質疑させていただきますけれども、落札者は有効な入札を行った者のうち、入札金額が、本市が定めた6,900万円という予定価格の根拠を伺うと、私記載しているんですけれども、お分かりになりますか、質疑内容。6,900万円という予定価格を設定されたじゃないですか。その根拠をお伺いしたいということです。理解される方、この中にいますから。

以上5点、よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） まず1点目、面積の2筆の関係だと思います。具体的に全部で3筆になりますので、1筆ごとの面積を申し上げるでよろしいでしょうか。

10951番1、こちらが4,364.50平方メートル、10951番6、205.39平方メートル、10952番、2,515.57平方メートルでございます。

（「トータル」の声あり）

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 7,085.46平方メートルになります。

開札が2月26日ということで、この後、仮契約等の手続きもありまして、当初提案にちょっと間に合わなかったということでございます。

土地物件調査の関係でございますが、資料作成をお願いするということで委託したものでございまして、その面積の関係もそうですし、接面の道路の関係ですとか、それから、当然建築基準法に基づく制限の関係ですとか、あとはインフラ関係、供給関係の施設、水道であったりガスであったり電気であったりとか、そういったものと、それから公共交通機関、いわゆる鉄道やバス、最寄りからどのぐらいの距離の位置であるですとか、周辺に公共施設、どのようなものがあるかですとか、そういったもの、いわゆるこの土地の状況を詳細に報告書として作るものとして物件調査をお願いしているものでございます。

それから、4点目が鑑定料お幾らでしょうかというお話かと思えます。鑑定料は48万7,300円でございます。

予定価格6,900万円、市がどう定めたのかというところでございますが、これは先ほど来

申し上げているとおり、不動産鑑定価格を参考に予定価格を設定させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質疑です。

（3）につきましてさせていただきます。大変申し訳ございません。本物件調査の結果、坪単価を幾らと不動産鑑定士は見積もったのか、再度質疑いたします。

（4）ですけれども、不動産鑑定士の、先ほどありました7,085云々平方メートル、査定額は幾らになったのか。申し訳ございません、査定額。この土地に対しての査定額が幾らになったのか。

質疑の内容が分からなければ言ってください。私も質疑している内容が適切かどうかというのはちょっとクエスチョンがありますので。

（5）についてですけれども、これは今度、本年度予算書になりますかね。7,911万7,000円の売払収入とされていると思います、6年度の予算書。8,901万円で落札されたのに、売払収入として7,911万円ということは、1,000万円のずれがあるというのは手数料とか等々のお金を引いたということなののでしょうか、質疑いたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 1点目でございます。坪単価はということでございますので、予定価格6,900万円を売却の予定であります7,085.46平米で割りますと2,146坪になりますので、割り返しますと3万2,122円になろうかと思えます。

この土地に対する査定額ということでございますが、これは市のほうで設定しました予定価格6,900万円というのが査定というか、という額が正しいのかどうかあれなんですけれども、6,900万円ということになろうかと思えます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 6,900万円でございます。

それから、本年度の予算ということでございますが、大変申し訳ありません、これは5年度予算の関係の議案でございますので、答弁のほうは差し控えさせていただければと思えます。本案件と予算は、特に6年度予算はリンクしませんので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

向後悦世議員の発言を許可いたします。

向後悦世議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○17番（向後悦世） では、お尋ねします。

旭市は、基本理念として安全・安心で住みやすいまちを目指していますよね。今の説明を聞いていますと、日本に住んでいれば誰でも買えると。やっぱり、その土地が後々近隣に迷惑かからないか、そういうことも考慮して取引するのが、公の施設売却する場合、当然のことだと思います。それでもって私は質疑させていただきました。

旭市が今まで造成したりして非常に長い間トラブって、水中ポンプで家の中から水をくみ出したり、それでも謙虚に、ああ、いいですよ、何かもう地形がこうだから、でもあれは完全に造成して埋立てして、もう住宅の中、こんなに水がたまっていて、水中ポンプで年寄りが1人で水をくみ出している。もう病気になりそうな状態のようなところがありました。

そういうのを考えていくと、安全・安心で住みやすいまちを目指すには、私は、やっぱりそういうふだんの、造成したり、転売したり、何かされても悪影響が起きないようにと、細心の注意を払った上で売却したりするように心がけてほしいと、その一点でただ質疑しただけでありますので、それを考慮して今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 答弁は。

○17番（向後悦世） では、答弁を簡単にもらうか。

○議長（飯嶋正利） 向後悦世議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 貴重なご意見ありがとうございます。

今後のこういった土地の売却について、十分注意して対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 向後悦世議員の質疑を終わります。

向後悦世議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

宮澤芳雄議員の発言を許可いたします。

宮澤芳雄議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○15番（宮澤芳雄） 議案第32号について質疑をいたします。

1点だけ教えてください。

予定価格を決定するに当たった経緯をお尋ねしたいんですけども、市有地の売却ですから、当然複数の鑑定士が入っていると思うんですけども、最高額の額でこれを決定したのか、あるいは数者の価格を案分して決定したのではないんですか。そういったことを1点だけお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 不動産を購入する場合とちょっと異なりまして、今回売却になりまして、鑑定の方は1者でやっております。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の質疑を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 議案第32号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第32号の1議案を、配付してあります付託議案分担表（その2）、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終えるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は19日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時27分